令和4年 第1回(定例) う き は 市 議 会 会 議 録(第3日) 令和4年3月8日(火曜日)

議事日程(第3号)

令和4年3月8日 午前9時00分開議

日程第 1 議案質疑(議案第15号、議案第16号、議案第17号、議案第22号、議案第23号、議案第 5 号、議案第 5 号、議案第 6 号、議案第 6 号、議案第 7 号、議案第 10 号、議案第 11 号)

日程第2 議案の委員会付託

本日の会議に付した事件

日程第 1 議案質疑(議案第15号、議案第16号、議案第17号、議案第22号、議案第23号、議案第 26号、議案第 3 号、議案第 9 号、議案第 10号、議案第 11号)

日程第2 議案の委員会付託

				出席議員	(13名)				
	2番	組坂	公明君		3番	野鶴	修君		
	4番	竹永	茂美君		5番	岩淵	和明君		
	6番	鑓水	英一君		7番	熊懐	和明君		
	8番	佐藤	湛陽君		9番	上野	恭子君		
	10番	江藤	芳光君		11番	伊藤	善康君		
	12番	櫛川	正男君		13番	佐藤	裕宣君		
	14番	中野	義信君						
						-			
欠席議員 (なし)									

事務局出席職員職氏名

欠 員(1名)

局 長 高瀬 将嗣君 記録係長 宮﨑 恵君

記録係 加藤 裕介君

説明のため出席した者の職氏名

市長	髙木	典雄君	副市長	重松	邦英君
教育長	麻生	秀喜君	市長公室長	中野	召一郎君
総務課長兼浮羽市民課長				吉松	浩君
監查委員事務局長	佐藤	重信君	会計管理者	松岡	美紀君
市民協働推進課長兼男女共	江藤	良隆君			
企画財政課長	山崎	秀幸君			
税務課長兼徴収対策室長				大石	恵二君
市民生活課長兼人権・同和	石井	良忠君			
保健課長	末次は	ニトミ君	福祉事務所長	浦	聖子君
住環境建設課長	村岡	薫君	都市計画準備課長	緒方	寧君
水資源対策室長	瀧内	宏治君			
うきはブランド推進課長				樋口	秀吉君
農林振興課長兼農業委員会	石井	太君			
学校教育課長	井上	理恵君	生涯学習課長	石井	孝幸君
自動車学校長	髙木	慎君	総務法制係長	宮﨑	哲工君
財政係長	竹上	欣宏君			
介護·高齢者支援係長				矢野	和子君

午前9時00分開議

- 〇事務局長(高瀬 将嗣君) 起立、礼。着席。
- ○議長(中野 義信君) 改めまして、おはようございます。本日の会議を開きます。 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第1.議案質疑

〇議長(中野 義信君) 日程第1、議案質疑を行います。

議案第15号辺地に係る総合整備計画の変更についてを議題とします。

説明を求めます。うきはブランド推進課長。

〇うきはブランド推進課長(樋口 秀吉君) おはようございます。うきはブランド推進課でございます。

まず、議案書の9ページをお開き願います。

議案第15号辺地に係る総合整備計画の変更について。

辺地に係る総合整備計画を変更することについて、辺地に係る公共的施設の総合整備のための 財政上の特別措置等に関する法律第3条第1項の規定により、議会の議決を求める。令和4年 3月4日提出。うきは市長髙木典雄。

事前に配付しております、令和2~5年度(令和4年3月変更分)辺地総合整備計画書をお開き願いたいと思います。

うきは市の辺地は、交通条件や経済的条件に恵まれないへんぴな地域のことで、妹川、新川、 田篭、小塩の一部を除いた姫治地域で4つの辺地がございます。この事業は辺地債の対象となり、 起債で10割借りて、交付税で8割措置されるものでございます。今回、計画をしておりました が、事業の見直しにより変更の部分が出てまいりましたので、議会の承認を求めるものでござい ます。

変更部分3か所だけを御説明申し上げます。

3ページの田篭辺地をお開き願いたいと思います。

3段目のつづら棚田交流センター石垣強靱化改修工事が新規で上がっております。つづらは新川地区ですが、辺地地域の区割りは事務上、田篭辺地となっております。センターの石垣の一部が崩れ、活用に支障を来しております。そのため、景観を保ちつつ石垣を強靱化し、長寿命化を図るため工事を行うものでございます。

次に、4ページの小塩辺地をお開き願いたいと思います。

5段目の女子尾簡易給水施設井戸堀替え工事ですが、井戸の老朽化や地震等の影響によるケーシング管の破損が考えられ、構造上、補修もできないため、今年度、新たに井戸を掘りましたが、井戸の水源が予定より深くなったため、工事金額を変更するものでございます。

同じく小塩辺地の6段目の小塩原地区簡易給水施設井戸堀替え工事が新規で上がっております。 井戸の老朽化によるケーシング管の破損が考えられ、構造上、補修もできないため、令和4年度 に新たに井戸を掘り、住環境の向上を図ってまいります。

以上の点が変更点でございます。

説明は以上でございます。

〇議長(中野 義信君) 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。12番、櫛川正男議員。

○議員(12番 櫛川 正男君) まず3ページです。石垣強靱化改修工事、これは手で積み上げてきれいにするのか、それともコンクリートみたいな感じで内を固めるのか、この辺の構造をお願いしたいと思います。

それと4ページの女子尾の簡易給水施設井戸堀替え工事で、掘ったけれども水源が足らなくて、 まだ掘らないかんと。今までどれぐらい掘って、あと何メートルぐらい掘るのか。それが出なか った場合はどうするのか。

それと小塩原のほうが新規ですよね。これ、何メートルぐらい掘るのか。それをお聞かせくだ さい。

- 〇議長(中野 義信君) うきはブランド推進課長。
- **〇うきはブランド推進課長(樋口 秀吉君)** つづら棚田交流センターの石垣ですけれども、石垣 を積んでコンクリートを入れて強靱化するという形です。

2番目の今年度、女子尾の簡易給水ですが、150まで掘削を行いましたけれども、水量を確保できなかったため、受注者、地元と協議の上、追加で100メートル掘削して水が出ておるところでございます。

それと小塩原は、すみません、手元にメートル数まで書いておりませんが――小塩原の深さにつきましては、水資源対策室のほうから回答してもらいます。

- 〇議長(中野 義信君) 水資源対策室長。
- 〇水資源対策室長(瀧内 宏治君) 水資源対策室、瀧内です。おはようございます。

小塩原地区の簡易給水施設の井戸堀替えの井戸の深さの予定でございますけど、150メート ルでございます。

以上です。

- 〇議長(中野 義信君) 12番、櫛川議員。
- ○議員(12番 櫛川 正男君) 山間部ですので、かなりやっぱり深く掘らんといかんなという ことは分かりますが、大体、井戸掘りでメートル幾らぐらいしてるのか、それが分かりましたら お願いしたいと思います。
- 〇議長(中野 義信君) 水資源対策室長。
- ○水資源対策室長(瀧内 宏治君) 最近、物価の高騰等々聞いておりますので、伺った話では、メートル1万5,000円ぐらいと。昔、メートル1万円とよく言われてたようでございますけど、ちょっと上がってると。なおかつ、ちょっと深井戸になりますと単純に上がっていくわけじゃなくて、一気に加算するという傾向があるようでございます。

以上です。

- ○議長(中野 義信君) ほかにありませんか。4番、竹永議員。
- ○議員(4番 竹永 茂美君) お尋ねいたします。

3ページのつづら棚田の石垣強靱化改修工事ですが、現地に行く暇もなかったというか、行っても分かるのかどうか分かりませんでしたが、これは工事の契約に伴う仕様書みたいなのはないんですか。今までいろいろ工事をされる場合は、現状がこうだからこういう工事をしますという資料を頂いて承認なりをしていたわけですけれども、その提出はできないのかというのが1点。

それから 2 点目は、 4 ページの小塩原のほうですが、上の女子尾を例にすると、やはり 150 メートルで足りない可能性もあると考えられますが、そのときは追加予算を考えられているのか。現状が 150 メートルだから同程度ということなのか。その 2 点についてお尋ねいたします。

- **〇議長(中野 義信君)** うきはブランド推進課長。
- **〇うきはブランド推進課長(樋口 秀吉君)** つづら棚田交流センターにつきましては、規模が小さいということで、市の土木の概算で出しておるところでございます。

もう一つは、水資源のほうでお願いいたします。

- 〇議長(中野 義信君) 瀧內水資源対策室長。
- ○水資源対策室長(瀧内 宏治君) 小塩原の井戸の関係でございますけども、現在の井戸が約100メートルの深さと聞いております。今回、多少余裕を持ちまして150メートルの予定をさせていただいております。

なお、ほぼ同じ場所で掘らせていただきますので、その150メートルの予定で大丈夫じゃないかなとは考えております。

以上です。

- 〇議長(中野 義信君) 4番、竹永議員。
- ○議員(4番 竹永 茂美君) 1点目の工事仕様書とかは出していただけないんでしょうかというお願いです。写真とかついてるんじゃないでしょうか。
- 〇議長(中野 義信君) うきはブランド推進課長。
- **〇うきはブランド推進課長(樋口 秀吉君)** 来年度する予定なんですけども、土木のほうに現場を見ていただいて、規模が小規模なので土木の積算でやっておる程度でございますので、実際に発注したわけではございません。すみません。

以上でございます。

- ○議長(中野 義信君) ほかにありませんか。9番、上野恭子議員。
- ○議員(9番 上野 恭子君) ちょっと教えてください。

例えば小塩等、山間部で井戸掘る場合、何か岩盤が出てくるというようなことがあるのかないのか。もし岩盤に当たったりしたときには、井戸掘り出しのそういう料金というのは高くなるのかですね。

それとつづら棚田交流センターは、いつか行きましたら、登りかけの曲がるところ辺りの、ちょっと張り出しがあるなと感じておりましたけど、そこの辺りがどうか、補修するのか、ちょっと気になっておりましたが、そこいら辺りの補修ですか。それを伺います。

〇議長(中野 義信君) 水資源対策室長。

- ○水資源対策室長(瀧内 宏治君) 岩盤のお話でございます。地層というのが、いろんな礫であったり、小さい砂というか、であったり、いろんな地層がございます。それで、もちろん岩盤等も出てきますので、それに応じて積算といいますか、なされていくということでございます。なかなか地中のことですので、専門家のほうにお願いしてるというところでございます。以上です。
- 〇議長(中野 義信君) うきはブランド推進課長。
- **〇うきはブランド推進課長(樋口 秀吉君)** つづら棚田交流センターは、御指摘の箇所が一部崩れましたので、それを強靱化するところでございます。
- ○議長(中野 義信君) ほかにありませんか。

以上です。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(中野 義信君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第16号市有財産の貸付けについてを議題とします。

説明を求めます。都市計画準備課長。

〇都市計画準備課長(緒方 寧君) おはようございます。都市計画準備課の緒方でございます。 議案書10ページをお開きください。

議案第16号市有財産の貸付けについて。

市有財産を次のとおり無償で貸し付けたいので、地方自治法第96条第1項第6号の規定により、議会の議決を求める。令和4年3月4日提出。うきは市長髙木典雄。

- 1、貸付けする財産の表示は、11ページの土地・建物一覧表のとおりでございます。
- 2、貸付けの相手方。うきは市浮羽町小塩2158番地2、株式会社ぱすてるU、代表取締役、 大石純夫。
 - 3、貸付けの目的。閉校後の学校跡地を有効活用し、地域活性化を図るため。
 - 4、貸付けの期間。契約締結の日から5年間でございます。

議案書11ページをお開きください。

貸し付ける土地の所在、地目は、一覧表記載のとおりで、総面積は6,848.13平方メートルでございます。建物につきましては、教室と給食室、屋内運動場など合わせまして全部で13棟、延べ床面積2,317平方メートルとなっております。

本議案は、閉校となりました市有財産である旧小塩小学校の無償貸付けに関する議案でございます。旧小塩小学校につきましては、令和3年11月から令和4年1月にかけて利活用に係る事業者募集を公募型プロポーザル方式により実施し、審査の結果、株式会社ぱすてるUを優先交渉権者として決定しているところでございます。

今後につきましては、無償貸付けをすることについて議会の御議決をいただき、公立学校施設整備費補助金等に係る財産処分に係る文部科学大臣の承認、財政融資資金に係る取得財産等の処分行為に係る財務大臣の承認を得ましたら、株式会社ぱすてるUとの契約の手続を行ってまいります。

株式会社ぱすてるUは、小塩地区においてうきは小塩の灯りの運営を行っており、旧小塩小学校においては、運動場、校庭の一般開放、地域観光につながる事業者や起業者への教室の貸出し、アウトドア用品店の誘致、宿の予約、観光案内など、複合施設としての活用を予定しております。市有財産である土地・建物を無償で貸し付けることについては、地方自治法第96条第1項第6号に規定される、適正な対価なくしてこれを貸し付ける場合に該当し、議会の議決が必要となりますので、今議会に上程するものでございます。

説明は以上でございます。

○議長(中野 義信君) 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。4番、竹永議員。

○議員(4番 竹永 茂美君) 何点かお尋ねいたします。

まず1点目は、アウトドア用品店の誘致や教室、あるいは運動場の開放、利活用ということですが、地元との了解は得られているのか。

2点目、屋外運動場の施設もあると思いますが、返還時は教室等、あるいは給食調理室等含めて原状回復という契約なのか。

3点目は、現在、自治協議会の方が中心としてホタル広場でホタル祭等々を開催されています し、ホタル広場のキャンピング貸出しみたいなことをやられておりますが、それとの兼ね合いは どうなのか、お尋ねいたします。

- 〇議長(中野 義信君) 都市計画準備課長。
- **〇都市計画準備課長(緒方 寧君)** まず、御質問いただきました1点目、地元の了解につきましてですけれども、これにつきましてはプロポーザルの審査会におきましても、地元の自治協の方々も審査員として加わっており、情報提供を行いながら進めておりますので、地元の了解は取れております。

また、2番目の返還時の原状回復がどうかについてでございますけれども、これは仮に施設改修を行った場合、基本的には返還時には原状回復を求めることになります。

3つ目のホタル祭等ありますけれども、それとの兼ね合いですけれども、貸出しする場合の条件として、地元の祭であるとか、イベントであるとか、そういった場合には協力すると。例えば駐車場を一般開放するとかいうふうな地元との調整も行っておりますので、その辺も調整が取れているということでございます。

以上です。

- ○議長(中野 義信君) ほかにありませんか。12番、櫛川正男議員。
- ○議員(12番 櫛川 正男君) ようやく相手が見つかって、ほっとしてるところでございますが、無償貸付けで5年間と、期間が。これは理解できますが、この5年後はどうするつもりなのか。ぱすてるUという会社がまだ続けたいというんであれば、今度は使用料というか、家賃みたいなのを頂くのか、それともここが買い取るのか、それともここが買い取りきらんといったときは、また新たな公募をかけるのか。その辺を伺いたいと思います。

それと、希望が丘があそこの3教室ぐらいを使っていろんなことをしたいという話が上がっておりました。地元の協議も、「それはよかろう」と、「それはそげんしてくれんの」というような話を伺いましたけれども、希望が丘の件はどうなったのか。それをお伺いします。

- 〇議長(中野 義信君) 緒方都市計画準備課長。
- ○都市計画準備課長(緒方 寧君) まず1点目の質問、5年後にはどうなりますかという御質問でございますけれども、まず、基本的にはその時点で、また同じ条件で貸付けを行うのか、あるいはその時点で売却ができるのかどうかの判断になると思いますけれども、現時点では、まず5年間、軌道に乗せることを目的としておりまして、まだ5年後どうするかというのは、はっきりとした考えは持っておりません。

それと2番目の地元協議において、希望が丘が希望があったということで、どうなったかという御質問ですけれども、確かに希望が丘、御活用の希望を持っておられまして、結果的には提案に至られませんでした。ただ今後、活用事業者が決まってきた場合、複合施設としての活用を考えておられますので、そういったところで入る余地がないのかと。そういう御希望がありましたら、そこはまた地元及び活用事業者との調整が出てくるのではないかなというふうに思っております。

以上です。

- 〇議長(中野 義信君) 12番、櫛川議員。
- ○議員(12番 櫛川 正男君) 今の答弁、5年後にはまだ考えておりませんと、そういうことだから、もうここが空きになってもすぐ決まらないわけです。もう5年後って、あっという間ですよ。そういう中で、やっぱりする人も5年後に軌道に乗せると、そういうことじゃなくして、5年後にはもうあなたが購入してくださいとか、また家賃が発生しますよと。そのぐらいのことを相手に言わないと、またその頃になって考えますでは、あまりにも計画というのがちょっと生ぬるいというような気がいたします。きちんとここは明確に、あなたのところで5年後はもう有償貸付けになりますよと、そのぐらいは言っとったほうがいいんじゃないですか。その辺、お願いします。

- 〇議長(中野 義信君) 都市計画準備課長。
- **〇都市計画準備課長(緒方 寧君)** 確かに5年後のプラン、めどは持っておくべきだと思います。基本的には売却という形が一番よろしいかというのは、確かに思っております。ですので、 売却ができるかどうかを含めて検討して、5年後、スムーズにその時点で最適の条件でどうやって活用できるのかということを検討して、考えてまいりたいと思います。
- ○議長(中野 義信君) ほかにありませんか。9番、上野議員。
- 〇議員(9番 上野 恭子君) 教えてください。

こういう物件、無償貸付けの場合、5年間の間に何か悪いところが出てきた。例えば雨漏りが したとか、手を入れなくちゃいけないような案件が出てきた場合は、どちらがそういう修理とい いますか、経費は持つわけですか。

- 〇議長(中野 義信君) 都市計画準備課長。
- ○都市計画準備課長(緒方 寧君) 基本的に施設の活用に係る分の改修については、事業者のほうで負担していただくことになっております。ただし、施設の所有者の市として、貸し出す上で必要最小限の、こういう改修が必要じゃないかというものが出た場合については、活用事業者との協議も含めて検討したいと思います。
- ○議長(中野 義信君) ほかにありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(中野 義信君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第17号うきは市犯罪被害者等支援条例の制定についてを議題とします。

説明を求めます。市民協働推進課長。

〇市民協働推進課長(江藤 良隆君) おはようございます。市民協働推進課の江藤です。どうぞよろしくお願いいたします。

議案書の12ページをお願いいたします。

議案第17号うきは市犯罪被害者等支援条例の制定について。

標記の条例案を別紙のとおり提出する。令和4年3月4日提出。うきは市長髙木典雄。

次の13ページをお願いいたします。

本条例案につきましては、平成16年に制定されました、犯罪被害者等基本法に基づき定められております犯罪被害者等基本計画の中の地方公共団体における犯罪被害者等支援に係るものでありまして、犯罪行為により不慮の死を遂げた方の遺族、または重傷病を負った方に対する、受けた被害からの早期回復及び軽減を図るとともに、これらの人への生活の再建を支援するため、見舞金の支給や相談窓口の設置等を定めた条例になっております。

条例の主な内容といたしましては、まず第1条に本条例における目的を記載しております。第

3条におきましては、基本理念といたしまして、犯罪被害者等の尊厳、支援等について記載をしております。

続いて、第4条に市の責務、第5条に市民等の責務、第6条に相談及び情報の提供等を記載し、 同条第2項には相談窓口の設置が記載されております。こちらにつきましては、市民協働推進課 消防防災係に窓口を設置することとしております。

続きまして、第7条です。第7条に犯罪被害者等見舞金の支給に関することを記載しております。見舞金の支給額等については、規則で定めることとしております。犯罪被害等により死亡した場合は、遺族に対し遺族見舞金として30万円、犯罪行為により重傷病を負った場合は、被害者に傷害見舞金として10万円を支給することとしております。

続きまして、第8条、第9条、第10条におきまして、犯罪被害者等に対する様々な支援について記載をさせていただいております。また、第11条では、支援を行わないことができる場合を記載し、社会通念上、適切でない場合は支給をしないこととしております。

最後になりますが、附則です。この条例は、令和4年4月1日から施行する。 説明は以上になります。

○議長(中野 義信君) 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。4番、竹永議員。

○議員(4番 竹永 茂美君) 条例の趣旨には賛成いたしますが、幾つかお尋ねいたします。

まず、第1条並びに第4条に、犯罪被害者等の支援を総合的に推進するという文言がありますが、それは具体的にどのようなことを考えてあるのか。

それから2点目は、第6条相談及び情報の提供等の2、市は、前項に規定する支援を行うため、窓口を設置するということで、先ほど担当課を言われましたが、担当者はカウンセラー、あるいはそういう犯罪被害者の支援をする講座とかを受けてあるのか、あるいは受ける予定があるのか。それから、第10条に広報及び啓発とありますが、最後の文章に広報及び啓発に努めるものとするということでありますが、1点目と関連しますが、具体的にどのような広報及び啓発を考えてあるのかお尋ねいたします。

- 〇議長(中野 義信君) 江藤市民協働推進課長。
- **〇市民協働推進課長(江藤 良隆君)** 3点ほど御質問を頂きました。

まず第1点目、総合的に推進とございます。まず犯罪被害者につきましては、遺族並びに受けられた方、大変心に傷を負ってられると思います。主な目的といたしましては、見舞金のほうになるんですけれども、できるだけそういった心に寄り添った支援をしたいなとは考えております。総合的支援と申しましても、お金というところがメインにはなるんですけれども――すみません、総合的支援といたしましては、第6条に相談窓口、第7条に見舞金の支援、第8条に福祉等

の支援があります。こちらにつきましては、各所管で福祉サービスがございますので、そちらの ほうと支援をつなげていきたいと思います。

それに第9条におきましては、もし犯罪が自宅で行われた場合等、自宅に住めない場合もございますので、市営住宅への特別の配慮等を考えております。

それから、第2点目が、相談窓口を市民協働推進課の消防防災係のほうに設置いたします。その研修につきましては、県のほうがカウンセリング等の研修がございますので、そちらを受講していきたいと思っております。また、市役所のみでは解決できないこともございますので、警察と十分連携しながら、警察の指導も受けながら支援をしていきたいと思っております。

最後に、広報、啓発なんですけれども、こちらに書いておりますように、2次的被害、特に近年ではSNSによる誹謗中傷、いわれのないことを言われることが多々あると思います。そういったことを防止するようなことを啓発していきたいと考えております。

以上になります。

- 〇議長(中野 義信君) 4番、竹永議員。
- ○議員(4番 竹永 茂美君) 最後の広報及び啓発については、一般的に言えばホームページなり、あるいは広報うきは等での広報になると思いますが、啓発の部分は、例えばの話、講演会とか、いろんな講座を開催するとか、そういうことも考えてあるのかどうかお尋ねいたします。
- 〇議長(中野 義信君) 市民協働推進課長。
- ○市民協働推進課長(江藤 良隆君) 全体的な話になると思いますが、その事件に関することについてはなかなかホームページ上で広報、啓発というのはできないかもしれませんけれども、全体的なそういった犯罪被害者に対する呼びかけについてはホームページ等で広報、啓発していきたいとは思っております。

以上です。(発言する者あり)すみません、講座の開催なんですけど、現在のところ予定はございませんけれども、もしそういった必要等ございましたら、開催のほうも検討していきたいと考えております。

以上です。

○議長(中野 義信君) ほかにありませんか。(発言する者あり)付託のところですから、そこら辺を考えてお願いします。

10番、江藤議員。

○議員(10番 江藤 芳光君) 内容には触れません。実はお尋ねしたいのは、うきは市の法制の条例を頭とする法体系、それから、この法制の秩序について、基本的なことをちょっと伺わさせてください。

具体的には、先ほど説明がありました第7条、いわゆる見舞金を規則に委任してますね。本来、

条例という、これ、もう地方自治の唯一の立法権であります。そして御承知のとおり、例規集、地方自治法も地方公務員法も、全てその予算に係る支給とか、そういうものは、ほぼ原則的に条例に委任をいたしております。今回初めてこれを見よりまして、条例でうたうべき見舞金の金額が規則のほうで規定をしてます。そこで規則になりますと、私たち議会議員は議決権がありません、規則はもう市長の権限ですから。ですから、うちの例規の全体見通しても、こういうことになってくると、今後、市長がそういうふうに持ってきて、これを議会が賛成すれば、ややもすると規則に肝腎のことを委ねるということになりやしないかという懸念がございます。

それで、全員協議会で資料を頂いて、この犯罪被害者等の条例と規則の関係で、この見舞金を 条例規定、それから規則に落としてるとこはどこがあるかということの資料頂きましたので、ちょっとネットで調べてみました。結論は、3つの市が、私の申し上げようとする規則じゃなくして、条例に明記しております。そしてあと、主に町と村、これはうきは市の今、この案と同じように規則に見舞金の金額を委ねてます。

この12団体を見ますと、やはり地方分権、平成12年に地方分権一括法が制定されて20年超えてますけど、この条例で制定されるところ、それから、そうじゃないところはやはり地方自治の自立権がはっきりしてる意思があるのかなと思うし、そこはうきはも含めるかどうかは分かりませんが、町村の場合はほかの例を追随して規定してるのかなという、一線がそこに引かれるような気がいたします。

その辺をどうしてうきは市、これがもう地方自治の責任の下で自らのことを決めるのに、こういう法体系に今回なしたのかどうかを、まずもってお伺いをいたしたいと思います。

〇議長(中野 義信君) 中野市長公室長。

〇市長公室長(中野昭一郎君) 私のほうからお答えをさせていただきます。

議員から御指摘がありましたように、条例で定める事項につきましては、地方自治法においても規定がございます。例えば住民に対して義務を課し、または権利を制限するという場合がございます。あるいは分担金であるとか使用料、手数料の徴収に関するものも地方自治法で定められております。

今回の見舞金の支給等に当たりましては、特に条例に規定された事項ではありませんので、基本的には規則で定めることも可能というふうに考えております。その上で、今回、上程をしましたこの犯罪被害者等支援条例につきましては、国の犯罪被害者等基本法の中にあります地方公共団体の責務、それから福岡県の犯罪被害者等支援条例の中にあります市町村の責務、これらに基づいてうきは市の基本理念をうたった条例というような位置づけをしております。

この条例の中で、特にこの見舞金の支給に当たっては、支給対象者の範囲であるとか、遺族の範囲、その順位、あるいは申請期限などを明らかにするために規定する必要がありますので、今

回、見舞金については別途規則を定めているというような状況です。その上で、この見舞金の種類と額についても理念として定めた条例の中でうたい込むよりも、併せて規則の中で定めるべきではないかということで、私どもも慎重に検討した上での結果として、今回、こういう形で上程をさせていただいてるところです。

今後につきましては、議員からの御指摘も踏まえながら、引き続きその条例の趣旨であるとか、 目的、内容、あるいは効果を十分に検証した上で、その策定に当たってまいりたいと思っており ます。

- 〇議長(中野 義信君) 10番、江藤議員。
- ○議員(10番 江藤 芳光君) 市長公室長の言われることは理解しないでもありません。ただ、 条例というものについては、やはり基本的な根幹の関係になりますから、ちょっと中身に入って るかもしれませんけど、1つだけ例を挙げておきます。

もう一つ、これに係るものが例規集の中に、うきは市災害見舞金に関する条例というのがあります。これは条例がなくして規則のみで金額も指定しています。だから、この機会に法の体系、それから整合性、これはやっぱりしとかないと、私たちは金額については、もう議決権ありませんということになるんですけど、その辺も踏まえて、市長、その辺の考え方をちょっと申し上げてください。

以上です。

- 〇議長(中野 義信君) 髙木市長、答弁。
- **〇市長(髙木 典雄君)** ただいま、市長公室長が答弁したとおりであります。

まず、議会との関係でいきますと、確かに条例にうたわなくても予算審議でしっかり議会のほうにお出ししますので、そういう議会との関与については、今後も続いていけるんではないかなと、このように思っております。

そして、ほかの条例とか規則との横のバランスの問題については、私も全てを掌握はしてませんが、ちょっと確認をさせていただきたいと、このように思っています。

○議長(中野 義信君) ほかにありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(中野 義信君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第22号うきは市子ども医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

議案の朗読は省略します。説明を求めます。石井市民生活課長。

○市民生活課長(石井 良忠君) 市民生活課、石井でございます。よろしくお願いいたします。 議案書24ページをお開きください。 議案第22号うきは市子ども医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について でございます。

次に、25ページをお願いいたします。

改正の概要につきましては、子ども医療費支給制度のうち、3歳以上就学前の通院に係る医療費について、令和5年1月1日から自己負担分相当額を無料とする制度改正を行うものでございます。改正の目的でございますけれども、子供の医療費の一部を無料化することによりまして、疾病の早期発見とその治療をさらに促進をいたしまして、子供の保健の向上と福祉の増進を図ることを目的に、市独自の子育て支援策として制度を拡充するものでございます。これによりまして、出生から小学校就学前の子ども医療費につきましては、通院及び入院ともに自己負担分相当額は無料になります。具体的には、3歳以上就学前の通院について現行の医療機関ごとに自己負担額600円、月ごとになりますけれども、無料にするものでございます。

なお、県の制度につきましては、自己負担額800円、月ごとは変わっておりません。無料化に伴います追加費用につきましては、医療費支給分を年間で600万円程度と見込んでおります。 条例改正の説明につきましては、新旧対照表のほうで説明いたしますので、新旧対照表の 10ページをお願いいたします。

最初の下線部分になりますけれども、乳幼児を定義しております。第2条第2項につきましては、現行、就学前の乳幼児をアとイの2つの年齢で区分しておりますが、支給内容が同一になり、区分する必要がなくなりましたので、6歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者に改正しております。

次に、子ども医療費の支給第4条のただし書の除外規定であります下線部分につきましては、 3歳以上就学前である者が該当しなくなりますので、削除しております。

次の1号の入院に関する規定ですが、先ほどの除外規定から乳幼児を削除いたしましたので、 現行、下線部分の児童がにつきましても削除をいたしております。

次の2号の通院に係る規定になりますが、3歳以上就学前にある者を無料化しますので、アの 規定を削除いたしまして、イの児童の(ア)小学生、(イ)中学生の規定をそれぞれ改正案第 2号、ア、イとして規定しております。

次に、4項につきましては、重度障がい者医療制度のほうでは、3歳以上就学前にある者の入院に係る自己負担相当額が一般で1日500円、月7日間限度となっており、子ども医療制度の無料との差額を支給することを規定しておりますけれども、今回の改正におきまして、3歳以上就学前にある者に係る子ども医療制度のほうがさらに充実いたしましたので、重度障がい者医療制度の対象者から就学前の者を除くこととしておりますので、削除するものでございます。

説明は以上でございます。

○議長(中野 義信君) 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(中野 義信君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第23号うきは市重度障がい者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の 制定についてを議題とします。

議案の朗読は省略します。説明を求めます。石井市民生活課長。

〇市民生活課長(石井 良忠君) 市民生活課、石井でございます。

議案書26ページをお開きください。

議案第23号うきは市重度障がい者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定に ついてでございます。

次に、27ページをお願いいたします。

改正の目的でございますが、子ども医療費の3歳以上就学前の通院の無料化に伴い、就学前までの乳幼児については、子ども医療制度のほうが対象者に有利な支給内容になりますので、重度障がい者医療の対象者から就学前の6歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者を除く規定を加えております。

新旧対照表の12ページをお開きください。

対象者を規定しております第3条第1項に、ただし書で「6歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者を除く。」を追加しております。また、第1号では、「3歳に達する日の属する月の翌月からの」を削除しております。施行日が令和5年1月1日です。

説明は以上です。

○議長(中野 義信君) 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。2番、組坂公明議員。

- ○議員(2番 組坂 公明君) 1点だけ、施行日関係が前のもだったんですけど、5年の1月 1日って、もう少し早くなることはできないのか。ここになった、1月1日を基準にしたのはど うしてかだけちょっと教えていただきたいと思います。
- 〇議長(中野 義信君) 石井市民生活課長。
- ○市民生活課長(石井 良忠君) 1月1日の施行という形にした理由でございますが、大きくは本年度、市役所全体の基幹システムにおいて大きなシステムの改修がございました。これに合わせまして、子ども医療、重度障がい者医療、独り親家庭医療等、一括で現在運用しておりますシステムのほうにつきましても新しいシステムに変更してございます。

令和4年度が新システム運用の初年度ということになります。今後、毎月の例月処理であった

り、7月頃から実施する所得判定処理状況等を適宜確認しながら運用する作業が必要になります。 できるだけ早くということで、こちらでも検討してまいりましたけれども、最終的に今回の改正 に伴います改修につきましては、10月頃を予定いたしておりまして、その後、1月1日から実 施をさせていただくということにしております。

以上です。

○議長(中野 義信君) ほかにありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(中野 義信君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第26号うきは市消防団員の定員、任用、給与、分限及び懲戒、服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

議案の朗読は省略します。説明を求めます。市民協働推進課長。

〇市民協働推進課長(江藤 良隆君) 市民協働推進課の江藤でございます。よろしくお願いいたします。

議案書32ページをお願いいたします。

議案第26号うきは市消防団員の定員、任用、給与、分限及び懲戒、服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてです。議案の朗読は省略いたします。

次の33ページをお願いいたします。

本条例の改正案につきましては、年々減少しております消防団員の確保並びに近年における災害の多発化、激甚化による消防団活動の増加、役割の多様化を踏まえ、総務省消防庁による消防団員の報酬等の基準の策定等についての通知に基づき、消防団員の処遇を改善するものです。

改正内容につきましては、新旧対照表で説明したいと思います。新旧対照表の15ページをお 願いいたします。

これまで消防団員が教育、訓練、会議、さらには災害等に出動した場合は、第13条にあります費用弁償として一律に2,700円を支給しておりましたが、今回の改正案では条例第12条の表の中に出動報酬のほうを新設いたしまして、火災、風水害、地震、捜索、訓練等に出動した場合、出動報酬といたしまして日額で8,000円、ただし4時間未満は2分の1の4,000円、2時間未満は4分の1の2,000円を出動報酬として支給することとしております。

また、警戒手当と技術手当につきましては、報酬ではなく報償費で支払っていることから、条例より削除いたしまして、新たに要綱で定め直し、第12条については報酬のみとして整理をさせていただきたいと思っております。それに伴いまして、第12条の本文から、「及び手当」を削除し、報酬のみとしております。

なお、表中にあります技術手当のうち、信号手手当につきましては、警鐘を廃止しております

ので、要綱からも削除しております。

併せまして、表の文言等についても整理をさせていただいております。金額等は変わっておりませんが、消防団長からその他の団員までを消防団員として1つに整理をさせていただいて、報酬を消防団員の年額報酬と出動報酬の大きく2つに分類をさせていただいております。

次に、条例第13条でございますけれども、訓練を第12条の出動報酬といたしましたので、 「訓練及び」を削除させていただいております。

最後になりますけれども、議案書の33ページのほうに戻っていただいて、附則でございます。 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

説明は以上になります。

○議長(中野 義信君) 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。12番、櫛川議員。

- ○議員(12番 櫛川 正男君) まず、この4時間未満と4時間以上と分けられました。そうなった場合、火災が発生して出動して、どこからどこまでが4時間なのか、それと、その判定は誰がするのか、その判定は恐らく分団長がするのかなとは思いますけれども、それをどういうふうにこちらに上げてくるのか。この辺を伺いたいと思います。
- 〇議長(中野 義信君) 江藤市民協働推進課長。
- ○市民協働推進課長(江藤 良隆君) 火災の場合の時間の決め方ですけれども、基本的にはサイレンが鳴って、メール等で火災の通知が来ますので、そこからがスタートといいますか、命令のスタートになると考えております。それから最後は、片づけまでを考えております。そこで4時間を超えるか超えないか、パターンとしては、1、2、3というパターンで報告をしてもらうという形になっております。

現状では紙で3日以内に提出いただいてるんですけども、誰が①で出動したというふうな形になっているんですけれども、これをシステム化したいと思ってます。システム化によって、誰が何時に来て、①というふうなことを分団長が代表して併せて報告していただくという形を考えております。

以上です。

- ○議長(中野 義信君) ほかにありませんか。13番、佐藤議員。
- 〇議員(13番 佐藤 裕宣君) 13番、佐藤です。

年額報酬、これは今まで一括して分団に支払われたということです。これが個人の口座なりに、個人に今度からは支払われるということだと思いますけれども、これ、団員の意見というか、分団長が集約するものだと思いますけれども、分団長会議等で十分議論されての上での改正なのかというところをちょっとお聞きしたいと思います。

それから、団員の中には、前、一般質問等で質問したことありますけども、全く団活動に従事していない、名前だけ登録して、そして全然実際の活動はやっておられない方、こういう方にも今度は報酬として支払われるということになるかと思います。そうした場合に、やはりこれは税金の無駄遣いじゃないかと、それから真面目に従事してる方との公平性、ここら辺りもやっぱり問題になってくるのではないかと思います。そこら辺の対応についてお考えの点がありましたらお伺いしたいと思います。

以上です。

- 〇議長(中野 義信君) 市民協働推進課長。
- **〇市民協働推進課長(江藤 良隆君)** 2点、御質問をいただいております。

1点目が分団長会議で議論したのかということでございます。こちら、議員おっしゃられましたように、今まで団に払っていたのを個人に払うようになります。ということは、各分団の運営に非常に影響すると私自身も思っておりましたので、秋の10月の時点の分団長会議で一度協議をさせていただいております。こういうことで分団に支払ってるのを各個人に支払いますということで、分団に影響はございませんかということで議論させていただいてます。特段の意見としてはございませんでした。各分団長の御理解は得ているものと考えておるところでございます。

それから、名前だけの方、活動を実際してない方にも支給するようになるのではないかということで、私も非常に懸念しておるところでございます。活動してない方に支給されると、団の士気に非常に関わってきますので、そういったことは、そのときの分団長会議の折に、そういった方がいらっしゃれば分団長のほうから退団のほうを促していただくようなことをさせていただいております。これは団長のほうからもありまして、そういった場合は団の士気の低下につながりますので、きちっとそこらあたりはやっていきたいと思っております。

以上でございます。

- 〇議長(中野 義信君) 13番、佐藤議員。
- ○議員(13番 佐藤 裕宣君) 実は私、この件について団員の方から相談を受けたんです。やっぱり真面目にやってる自分たちと、そういった、そこら辺はやっぱり何らかの差をつけんとこれは不公平だというふうなところでお話も聞いておりますので、やっぱり今、課長おっしゃられたように、団員の士気に、ほんならもう行かんほうがいいじゃないかと、どうせ一緒なら行かんほうがいいじゃないかと、考えたくはないですけども、そういった団員も出てくるかもしれません。やはり団員の士気に関わるということで、私ではなくて、団員がやっぱり納得するような対応を考えていただきたい、そういうふうに思っております。

以上です。答弁は要りません。

○議長(中野 義信君) ほかにありませんか。4番、竹永議員。

〇議員(4番 竹永 茂美君) お尋ねいたします。

新旧対照表には、消防車1台14万2,000円の技術手当が出ていたと思いますが、今回、 これを廃止することによって、先ほど課長の答弁にあった分団の運営に支障はないというふうに 捉えていいのかどうか。

それから2点目は、直接支給というのであれば、第12条の文言の最後に報酬を直接支給するとか、そういうような文言の整理はできないのかどうか。

以上2点、お尋ねいたします。

- 〇議長(中野 義信君) 市民協働推進課長。
- **〇市民協働推進課長(江藤 良隆君)** まず1点目の車両手当についてですけれども、こちらについては条例からは削除いたしますけれども、要綱に定め直しまして、こちら、手当については分団のほうに支給しますので支障はないかと思われます。

それから、文言の中に直接支給するという文言を入れてはということですけれども、直接支給するという文言がちょっと適切かどうかは分かりませんが、条例としては支給するが通常だと思いますので、このまま支給するが適切ではなかろうかと思っております。

以上です。

- 〇議長(中野 義信君) 4番、竹永議員。
- ○議員(4番 竹永 茂美君) 1点目は、分団の運営に支障はないのかという質問ですので、先ほどのように10月の分団長会等の中で、それはもう影響がないというふうに捉えられたのか。あるいは、思われますという答弁では非常に、命に関わる問題ですので、もしその10月の分団長会議で諮られてないのであれば、次の分団長会議の中で、あるいはそれ以前にもしていただきたいと思うんですが、その点を確認いたします。
- 〇議長(中野 義信君) 市民協働推進課長。
- ○市民協働推進課長(江藤 良隆君) 先ほどの10月の分団長会議のほうで、個人に支給するもの、各分団に支給するもの、その点については全て分団のほうに報告をさせていただいております。個人に支払うべきものは個人、分団に払う車両手当等については分団ということで、分団長のほうに報告といいますか、協議をさせていただいております。その点で、分団長から特段意見がございませんでしたので、分団長の御理解はいただいているものと考えております。

以上です。

○議長(中野 義信君) ほかにありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(中野 義信君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第3号令和3年度うきは市一般会計補正予算(第10号)を議題とします。

予算案の質疑については、歳出のほうから項ごとに担当課長より重点事項を説明していただき、 質疑に入りたいと思います。なお、給与等及び財源組替えのみの項目については、質疑のみを行います。

まず、予算書について説明を求めます。山崎企画財政課長。

〇企画財政課長(山崎 秀幸君) おはようございます。企画財政課、山崎でございます。

補正予算書1ページをお開きください。

議案第3号令和3年度うきは市一般会計補正予算(第10号)。

令和3年度うきは市の一般会計補正予算(第10号)は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ9,217万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ178億40万7,000円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算 の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

繰越明許費の補正、第2条、繰越明許費の追加は、「第2表 繰越明許費補正」による。

地方債の補正、第3条、地方債の追加及び変更は、「第3表 地方債補正」による。令和4年 3月4日提出。うきは市長髙木典雄。

続いて、8ページをお願いいたします。

項目が大変多うございますので、なるべく簡潔に説明をさせていただきます。

「第2表 繰越明許費補正」でございます。

まず、2款1項、人事管理費、地方公務員定年延長関連例規整備支援業務委託料でございます。 定年延長制度に係る国からの情報提供等が遅れたため、例規整備が年度内に完了しない見込みの ため143万円を繰り越すものでございます。

次に、2款1項の庁舎管理費、中央監視装置更新工事費、これはコロナ等の影響による半導体 不足等で部品の供給に遅れが生じる見込みのため462万円を繰り越すものでございます。その 下、浮羽庁舎の中央監視装置更新工事費も同様の理由で748万円を繰り越すものでございます。 次に、2款1項の官民連携まちなか再生推進事業委託料でございます。国の補正予算の採択を 受け、令和4年度までの事業執行が可能となったため500万円を繰り越して実施をするもので ございます。

次の2款3項のシステム改修委託料から2つ下のみどりの食糧システム戦略緊急対策事業費補助金までについては、いずれも3月補正予算に計上し、全額繰り越して実施をするものでございます。

次に、6款1項、ため池劣化状況評価業務委託料でございます。ため池関係者との協議に時間

を要し、年度内の完了が困難なため200万円を繰り越すものでございます。

次に、6款2項、林道維持工事費等でございます。用地取得協議等に時間を要し、年度内の完 了が困難なため2,167万円を繰り越すものでございます。

次に、8款2項、一般道路新設改良事業でございます。地元車両優先の交通規制や用地の確定 測量等に時間を要したことにより年度内の完了が困難なため3,010万円を繰り越すものでご ざいます。

続いて、9ページをお願いいたします。

8款4項、公営住宅建設事業で、高見団地及び兎渡島団地の解体工事費分となります。入居者の移転に時間を要し、年度内の完了が困難なため5,153万9,000円を繰り越すものでございます。

次に、10款2項、小学校営繕費、福富小学校の給食室、トイレの新設工事分となります。学校給食食品衛生管理基準に基づき検討し直したところ、設計の見直しが必要となり、年度内の完了が困難となったため492万6,000円を繰り越すものでございます。同じく小学校教育振興費で、大石小学校食器洗浄機購入費分となります。新型コロナ感染拡大に伴い、海外の部品供給工場が閉鎖され、年度内に納品が困難なため313万5,000円を繰り越すものでございます。

次の千年小学校管理費から一番下の御幸小学校管理費までと中学校の分が10ページの下2つになります。学校用新型コロナウイルス感染症対策の消耗品等で、301人以上の大規模校が135万円、その他の学校は90万円、全体で990万円を3月補正予算に計上し、全額繰り越して実施をするものでございます。

10款3校の浮羽中学校営繕工事費は、高圧引込線の改修工事費分で、部品の供給が制限を受けており、年度内完了が見込めないため92万4,000円を繰り越すものでございます。

以上、全体で23件、2億539万8,000円を次年度へ繰り越すものでございます。 続いて、11ページをお願いいたします。

「第3表 地方債補正」でございます。追加分として1件を計上しております。

防災・減災・国土強靱化緊急対策事業で、限度額は280万円。起債の方法、利率、償還の方法、記載のとおりでございます。

次に、変更分5件を計上しております。いずれも限度額を変更するもので、起債の方法、利率、 償還の方法に変更はございません。

最初に、公営住宅建設事業で900万円減額して、限度額を2億7,970万円とするものでございます。次に、農林水産業施設災害復旧事業で310万円増額して、限度額を2,130万円とするものです。次に、辺地対策事業で150万円増額して、限度額を6,530万円とする

ものです。次に、過疎対策事業で1,230万円増額して、限度額を1億7,510万円とするものです。最後に、臨時財政対策債で1億1,063万5,000円減額して、限度額を2億9,314万2,000円とするものでございます。

なお、詳細につきましては、歳入の22款市債のほうで改めて説明をさせていただきます。 説明は以上です。

- ○議長(中野 義信君) 説明が終わりました。
 - これより質疑を行います。質疑はありませんか。12番、櫛川議員。
- ○議員(12番 櫛川 正男君) 8ページの6款、産地パワーアップ事業費補助金、農業振興一般管理費。これ、5,800万円ですか。これ、当初予算でもよかったのかなという気はいたしますが、繰越明許費になっておりますので、この理由をもう少し具体的に説明をお願いします。
- 〇議長(中野 義信君) 企画財政課長。
- **〇企画財政課長(山崎 秀幸君)** この分は、その下のみどりの食糧システムの分と同様、国の補 正予算に関係する事業でございます。ということで、今回、3月補正で計上させていただいてい るところでございます。
- ○議長(中野 義信君) ほかにありませんか。4番、竹永議員。
- ○議員(4番 竹永 茂美君) 1点お尋ねいたします。

8ページ、2、総務費の一番上ですが、先ほどの説明では例規集の入れ替えが遅れているということでしたけれども、定年延長に関する例規集も含めて、市役所の場合、例規集は何冊あって総額が143万円になったのかお尋ねいたします。

- 〇議長(中野 義信君) 吉松総務課長。
- ○総務課長(吉松 浩君) 私のほうから答弁させていただきます。

まず、地方公務員定年延長関連の例規といいますと、例えば令和5年度から定年延長が始まるわけですけれども、それに従って、例えば定年延長で管理職じゃなくなった方がどういった格付の役職になるのかとか、そういった細部についての市の条例を決めなければならないというところがございます。これにつきましては、国からの情報提供がなければなかなかできないところでございますので、そういったところについて、国からの情報が全体としてまだ示されてない部分もございますので、そういった部分について、まだ例規が、整備ができないという意味の繰越しでございますので、御理解いただければと思います。

以上です。(発言する者あり) 今、例規集、いわゆるデータで持ち合わせているものと、それ から冊で持ち合わせているものとございますが、紙で持ち合わせているものにつきましては、今、 全て合わせますと10冊ございます。

以上です。

○議長(中野 義信君) ほかにありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

- ○議長(中野 義信君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。 次に、一般会計の給与等に関して総括説明を求めます。吉松総務課長。
- ○総務課長(吉松 浩君) 改めまして、総務課の吉松でございます。

私から人件費の補正について説明させていただきます。

補正予算書の52ページを御覧ください。

給与費明細書でございます。まず、1、特別職のうち、その他の特別職につきまして、報酬が 81万円の減額となっております。 <math>3款1項9目地域ケア会議委員報酬の減額によるものでございます。

続きまして、53ページを御覧ください。

一般職の会計年度任用職員につきまして、職員数が1名の減、また報酬が274万8,000円、職員手当が30万3,000円、共済費が36万円の減額でございます。合計で341万1,000円の減額でございます。同じく3款1項9目の地域支援事業につきまして会計年度任用職員の職員数の減少に伴うものでございます。

説明は以上です。

〇議長(中野 義信君) 説明が終わりました。給与等の質疑につきましては、それぞれの担当課による款項ごとの説明後の質疑の際にお願いをしたいと思います。

暫時休憩とします。10時40分より再開します。

午前10時23分休憩

午前10時40分再開

○議長(中野 義信君) それでは、再開します。

2款1項の総務管理費の説明を求めます。担当課長は所管を述べ、順次説明を願います。都市 計画準備課長。

〇都市計画準備課長(緒方 寧君) 都市計画準備課の分を説明いたします。

補正予算書29ページになります。

2款1項6目財産管理費、12節委託料、旧妹川小学校土砂災害対策基本設計業務委託料 50万円の減額補正でございます。土砂災害特別警戒区域にある旧妹川小学校において建物を利 用する際の構造上の安全対策について、当初、土砂災害特別警戒区域を解消せずに概略設計を行 う予定でしたが、防災上、安全に活用するには土砂災害特別警戒区域そのものの解除が必要であ り、そのための対策工事の検討が必要との判断に至ったため減額するものでございます。 続きまして、おめくりいただき30ページになります。

16目地方創生推進費、12節委託料、うきはフィルムコミッション推進業務委託料 2,000万円の減額補正でございます。本予算は映画制作を目的とするもので、実施に向けて制作予定会社との打合せを行ってまいりましたが、コロナ禍において企画内容やスケジュールの調整がつかず、今年度の実施は困難と判断したものでございます。なお、映画制作に係る予算については、令和2年度予算の繰越明許費として令和3年度に繰越ししておりましたが、こちらの予算執行もございません。なお、今後につきましては、引き続きフィルムコミッションサイトを活用した受入れ活動等、取組を行ってまいります。

都市計画準備課分は以上でございます。

- ○企画財政課長(山崎 秀幸君) 7目財政調整基金費1億9,341万3,000円の増額補正でございます。財政調整基金1億8,908万1,000円は、地方交付税の追加交付等による部分の余剰分を積み立てるもので、その他の基金は基金運用益等を積み立てるものとなっております。それから、その下、8目企画費1,837万7,000円の増額補正で、このうち企画財政課分は、11節の役務費、その他手数料分ですが、これ、企業版ふるさと納税サイトの手数料の分として100万円を増額するものでございます。なお、うきはブランド推進課の個人版のふるさと納税の手数料が、こちらは逆に83万1,000円減額になっておりますので、差引きとして16万9,000円が増額という表示になっております。
- **〇うきはブランド推進課長(樋口 秀吉君)** うきはブランド推進課です。

8目ですが、先ほど財政課長が説明の役務費ですが、83万1,000円の減額は、ふるさと 納税関係で、ふるさとチョイスの手数料が減ってるところでございます。すみません。

あと、7節の報償費は、ふるさと納税の寄附の増額見込みによる記念品代の増加で 1,215万円です。使用料及び賃借料の605万8,000円は、ふるさとチョイスの分が 227万5,000円の減額で、ふるさと納税ポータルサイト使用料833万3,000円が増額 になっておりますが、これはふるさとチョイスの利用率が下がり、楽天などのふるさと納税ポー タルサイトが大幅に伸びた関係で補正するものでございます。

以上です。

○市民協働推進課長兼男女共同参画推進室長(江藤 良隆君) 市民協働推進課、江藤です。

2款1項9目地域活性化推進費、18節負担金、補助及び交付金220万円の減額補正です。 内訳といたしまして、地域づくり活動費補助金190万円、つばめの学校開催補助金30万円の 減額となります。新型コロナウイルス感染症の影響により活動が大幅に減少となったためによる 減額になります。

続きまして、12目男女共同参画推進費、7節報償費61万1,000円の減額補正になりま

す。こちらにつきましても新型コロナウイルス感染症の影響により、各種講座が中止になったための講師謝礼の減額補正になります。

以上です。

○総務課長(吉松 浩君) 総務課、吉松でございます。

戻りまして、11目電子計算処理費でございます。7節報償費につきまして、外部アドバイザー謝金が70万円の減額でございます。また、10節需用費につきまして、消耗品費が10万円、それから印刷製本費が13万2,000円の減額でございます。11節役務費につきまして、その他手数料が10万円の減額でございます。

まず、7節につきましては、具体的にはDXアドバイザーの謝金でございます。業務実績に基づいて減額するものでございます。

また、10節、11節につきましては、マイナポイント事業に関連する減額でございます。マイナポイント事業に関連しましては、チラシ配布、それからジャンパー、のぼり等の作成を考えておりまして予算計上させていただいておりましたが、もともとマイナンバーカードの申請をする際に一連の流れで、うきは市の職員、もしくは会計年度任用職員が申請補助を行いましたり、交付事務を行っております。その際に申請者御本人に接触しております。このタイミングで申請者本人にマイナポイントのことについて同時に説明ができておりまして、殊さらこのポイントだけのために広報活動をする必然性がなくなったための減額でございます。

以上です。

- 〇水資源対策室長(瀧内 宏治君) 水資源対策室でございます。
 - 30ページをお願いします。
 - 16目12節、うきはテロワール生物多様性調査委託料66万円の減額でございます。入札減に伴うものでございます。

以上です。

○議長(中野 義信君) 2款1項の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。12番、櫛川議員。

- ○議員(12番 櫛川 正男君) 29ページの6目です。旧妹川小学校の設計業務委託料ということで、内容はよく分かりましたけれども、小塩小学校は公募して決まりましたけれども、この妹川小学校は公募をしないのか。その理由をお聞かせいただきたいと思います。
- 〇議長(中野 義信君) 都市計画準備課長。
- **〇都市計画準備課長(緒方 寧君)** 旧妹川小学校につきましては、まず現在、指定されている 土砂災害特別警戒区域、この取扱いをどうするのかというのが大前提となってまいりますので、 それらの問題を検討した後にその後の手続という話が出てまいりますので、現時点で、すぐに公

募等のスケジュールは考えておりません。

- 〇議長(中野 義信君) 3番、野鶴議員。
- ○議員(3番 野鶴 修君) 3番です。

30ページの関係であります。2款1項16目のうきはフィルムコミッション推進業務委託料2,000万円ということで減額されてあります。令和2年度分についても支払われてないということで、以前から私、意見出したかと思いますけど、ふるさと創生事業の一環としてやってきておりますけど、今、もうこのタイミングで果たしてこの事業、先ほど説明の中で、今後とも進めていくというふうな話があっておりますけど、私はもうこの際、映画作成の関係については思い切って手を引いたほうがいいんではないかと。多くの市民が要望しているわけでも何でもないし、本当に今、この時期にうきは市でこういった映画制作をして人を呼び込むというふうな話でありましたけど、果たしてどれだけの効果があって、これだけの金額をつぎ込む必要があるのかなという気がしております。そういった意味で、映画制作から撤退することも含めてぜひとも検討していただきたいというふうに思っております。

以上です。

- 〇議長(中野 義信君) 緒方都市計画準備課長。
- ○都市計画準備課長(緒方 寧君) 当初の映画制作の企画につきましては、コロナ禍の前の企画でございました。それで内容的には大きな作品、あるいはエキストラ等を、多くの関係者と一緒に協力していただいて作品を撮るというイメージで進めておりました。ところがコロナ禍になって、なかなか映画撮影も思いどおりにいかないという事態になってまいりました。しかしながら、うきはのよさをぜひ伝えていきたいという気持ちに変わりはございませんので、まだ現在、見通しは立ちませんけれども、コロナ禍においての実現可能なもの、そういったものを考えて、ぜひうきはのPRにつながるものというものができれば、そこはフィルムコミッション活動として引き続き取り組んでまいりたいというふうに思っております。
- 〇議長(中野 義信君) 3番、野鶴議員。
- ○議員(3番 野鶴 修君) この問題につきましては、たしか3年前に1回、全協のほうで説明があったと思います。その映画の内容等についても、うきはの自然を撮るというよりも、どちらかといえば何か妖怪が出てくるような、そういったイメージの話で、ずっと1回、説明があって、それ以降は全くないわけですけど、今から進めるこの映画制作の関係につきましては、全く新たなものとしてスタートするのか、3年前ぐらいに1回説明があった分をそのまま引きずって、まだずっと続けていくということであれば、やっぱり内容的にもどうかなという気がしております。

あれ以降、説明があっておりませんので、どういった内容か詳しい説明も受けておりませんけ

ど、どうも今の時期に、果たしてこれをそんなに無理して進める必要があるのかなと。私はどうしてもそういう納得がいかない。それよりも、もう新たに何かうきはのよさを売り込む、そういったものをもっと検討し直したほうがいいんではないかなという気がしておりますので、やっぱりそこはもう1回検討すべきではないかなというふうに思っております。

また、幸い2年度と令和3年度とお金を支出してないということであれば、この際、やっぱりもう一度考え直すべきじゃないかなというふうに思っております。

- 〇議長(中野 義信君) 緒方課長。
- ○都市計画準備課長(緒方 寧君) コロナの状況が続く中では確かに大がかりな作品というものはなかなか難しいのかなと。当初の企画内容とも変更も考えられるかなと思います。ただ、先ほども申したとおり、コロナ禍においても実現可能で、うきはのよさを伝えられるものというものはあるというふうに、検討に値すると思いますので、これからもどんなものができるかというところを、例えば大がかりな予算立てというものが必要なのかどうかも含めて考えていきたいというふうに思っております。
- 〇議長(中野 義信君) 3番、野鶴議員。
- ○議員(3番 野鶴 修君) 今の緒方課長のほうの回答からいくと、新たなものも含めたところで検討するということで理解してよろしいんでしょうか。だから、私、以前この映画制作に関して説明を受けた内容をそのまままだずっと引きずっているんであれば、それはどうかなということを言っておるわけであります。だから、新たにこういったうきはのよさを売り込むというか、PRするような、そういった分野で、大がかりなものじゃなくてもというふうな、原点に返っての検討であればいいと思いますけど、以前のやつをそのまままた引きずってきてやるということであれば、私は反対をしたいというふうに、そういった意味で意見を述べておりますので、そこら辺のところは十分検討をお願いしたいというところであります。くどいようですけど、そういう意味です。
- 〇議長(中野 義信君) 緒方課長。
- **〇都市計画準備課長(緒方 寧君)** 先ほどからうきはのよさを伝えていきたいと、私、申しておりました。若干主観が入りますけれども、そこにはうきはの人々とか、土地の営み、歴史の営み等、そういったうきはの持つよさというものを、ある意味、野鶴議員おっしゃるように、原点というか、返った、そういったものを考えていきたいというふうに、それで取り組みたいと思っております。
- ○議長(中野 義信君) ほかにありませんか。4番、竹永議員。
- O議員(4番 竹永 茂美君) 2点お尋ねいたします。

1点目は、今、同僚議員が言われました件ですが、もしこれを中止した場合、どのような手だ

てになるのか。たしか財源が地方創生交付金だったと思いますので、その辺を教えていただきた いというのが1点です。

2点目は、29ページ、6目財産管理費で、ちょうど妹川小学校のことが出ておりますが、昨年、妹川小学校の運動場のほうに久しぶりに行きましたら、ミニバスケットボールのゴールとか、幾つかの遊具が放置されていたと思っています。現職のときにミニバスケットボールの指導をしていたんですけど、なかなかそういうゴール台を買ってもらえなかった経験からすると、必要とする学校へ移動させたほうが有効活用だと思っておりますが、この妹川小学校にある、そういう使われてないだろう、運動場にあるだろう、その辺の管理はどのようになっているのか。あるいは移転先等をもう検討されているのかどうか、お尋ねいたします。

〇議長(中野 義信君) 緒方課長。

〇都市計画準備課長(緒方 寧君) まず1点目のフィルムコミッションの交付金の関係でございますけれども、これは地方創生推進交付金を使っております。また、先ほど説明で申したとおり、繰越しの予算等の手続も取っております。そういった交付金の報告がまたあると思いますので、その中で経緯をきちんと説明してまいりたいというふうに思っております。

それと2番目の妹川小学校の現状、管理についてでございますけれども、現在、管理と申しますか、遊具等のほかの学校への移設等について検討は行っておりません。ただし、おっしゃるとおり、放置しておきますと遊具の分の有効活用という部分も考えるべきかなと思いますけれども、そういったものも予算措置が必要でございますので、そういったものも含めてちょっと検討させていただきたいと思っております。

- ○議長(中野 義信君) ほかにありませんか。5番、岩淵議員。
- ○議員(5番 岩淵 和明君) 1点だけ。29ページの7目の財政調整基金費についてです。

資料として今年度の補正予算を反映された一般会計全体の財政調整基金の表を頂いております。 そういう意味で、財政調整基金のところは、当初予算では取崩しも含めて計画されてたというふ うに思います。そういう意味では、見込みとしてまた前年度より増えていく、こういう関係にな っております。現下のコロナ禍の中で、そういう意味では、財政調整基金の使い方等についてど のようにうきは市として考えているのか、どういった目的の場合に取崩しをしていくのか、その 辺の財政規律上の考え方がありましたら確認をしたいと思いますのでお願いいたします。

〇議長(中野 義信君) 企画財政課長。

〇企画財政課長(山崎 秀幸君) ただいまの御質問でございます。

今回、ちょっと1億9,000万円弱の積立てになっておりますけど、大きな要因としては歳 入のほうでまた説明させていただきますけど、地方交付税が、国の税収が予想よりか多かったと いうことで、その分で追加の交付税の配分を約2億2,000万円ほど受けているところでござ います。そういった部分とか、事業費の減、そういったことでこの分を積み立てるように今、予 算計上をさせてもらっております。

議員がおっしゃるように、今、3年度末の見込みとしては約54億円ほどになる見込みです。 ほかの基金はもう目的等もありますけども、こちらは赤字の場合の補塡とか、いろいろあります けども、今、当初予算を組む場合に、やっぱり財政調整基金がないと、取崩しがないとちょっと 予算が立てられないような状況になっております。今後、大きな上水道事業なり、ごみ処理・し 尿処理施設、それから浮羽消防署の本署、支署の建て替えとか、いろいろお金のかかる事業がめ じろ押しでございます。また、公共施設の老朽化に伴う施設の更新費用、そういった部分もあり ます。

可能な限り、補助金とか、ほかの有利な起債を使っていきますけど、足りない部分はもうどうしてもこういった部分を活用する必要が出てきますので、コロナ禍で今、事業ができなくて、ちょっと結果的に基金がたまってるような状況でございますけど、またコロナが収まれば通常の財政支出になってきて、そういったうきは市の大きな課題も控えておりますので、財政部局としてはできる限り今のうちに基金をためられるしこと言っては何ですけども、今のうちに積み立てておいて、来たるべく厳しい時代に備えて、次の世代が苦労しないようにやっていきたいと考えております。

- 〇議長(中野 義信君) 5番、岩淵議員。
- ○議員(5番 岩淵 和明君) 地方交付税というのは、そういう意味では自治体にとっては非常に大事な税金だと思ってます。そういう意味では、税の再分配ということが地方交付税の大きな主眼になってると思います。うきは市が抱えてる問題を解決するために必要な資金という意味で言うと、投資的資金として積み立てていく、そういう部分は非常に大事なことだというふうに理解はしております。

ただ、この間、減ることはなくて増えることだけというのが、現状のこの間、ずっと流れになっております。そういう意味では、もう少し市民というか庶民というか、市民のために使えるような税の使い方、その辺のところももちろん国からのそれぞれの個別の交付金が当然あるわけですけれど、市民が困窮している状況の中でどう使っていくのかというのは年度ごとにやはりあるかというふうに思います。その辺のところをぜひ考慮いただいて、ただ単に積み立てていくだけではなくて、そういう意味ではごみ処理やし尿処理、そういった大きな課題はあるわけですけれども、それがじゃあどういうふうなことを想定してるのかということを、少なくとも議会できちんと示していただければありがたいなというか、それが普通だと思いますので、その辺が分かるように丁寧な説明を今後していただきたいというふうにお願いをしたいと思っております。

以上です。要望です。

○議長(中野 義信君) ほかにありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(中野 義信君) 質疑なしと認めます。これで2款1項の質疑を終わります。 次に、2款2項徴税費の説明を求めます。税務課長。

- **〇税務課長(大石 恵二)** 税務課の大石でございます。
 - 31ページを御覧ください。

2款2項2目徴税費、12節委託料80万9,000円の減額です。これは、固定資産異動更 新委託料の契約に基づく執行残を減額するものです。

以上です。

○議長(中野 義信君) 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(中野 義信君) 質疑なしと認めます。これで2款2項の質疑を終わります。 次に、2款3項戸籍住民基本台帳費の説明を求めます。市民生活課長。

〇市民生活課長(石井 良忠君) 市民生活課、石井です。

32ページでございます。

2款3項1目戸籍住民基本台帳費129万8,000円の増額でございます。これにつきましては、国が進めておりますマイナンバーカードの利便性の向上、行政のデジタル化を推進する観点から、転出・転入手続のワンストップ化を推進するシステムの改修でございます。国の補正予算で補助率10分の10というところで、財源のほうになってございます。また、繰越明許費補正をお願いしておるところでございます。

以上です。

○議長(中野 義信君) 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(中野 義信君) 質疑なしと認めます。これで2款3項の質疑を終わります。

次に、3款1項社会福祉費の説明を求めます。担当課長は所管を述べ、順次説明を願います。 福祉事務所長。

○福祉事務所長(浦 聖子君) 福祉事務所、浦でございます。

予算書33ページを御覧ください。

1目18節負担金、補助及び交付金、社会福祉協議会支援金150万円の増額でございます。 新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中で、低所得者、生活困窮者への相談業務をさら に充実させるために社会福祉協議会に支援金を給付するものです。

○保健課長(末次ヒトミ君) 保健課でございます。

3款1項3目老人福祉費でございます。18節負担金、補助及び交付金72万円の増額補正でございます。コロナ禍での外出自粛により食料品等の買物が困難な状態にある高齢者等の買物需要に対応するため、継続して移動販売を行う事業所に対して、4月に遡り支援を行うものでございます。移動販売に使用する車両のガソリン代の一部を支援するもので、3事業所を予定しております。

19節扶助費、高齢者ふれあい入浴補助給付費240万円の減額補正につきましては、コロナ禍の影響で利用者が減ったことによる決算見込みでございます。

○福祉事務所長(浦 聖子君) 続きまして、4目社会福祉施設費、10節修繕料661万円の減額でございます。ふれあい荘のろ過装置更新につきまして、本年度更新する予定でございましたが、3月末までに装置の入手が困難ということが分かりました。この修繕につきましては繰越しも検討いたしましたが、繰り越しますと地域支援事業費交付金が使えなくなり単費となることから、減額し、新年度の予算に計上してまいります。

7目障害者対策費、12節委託料111万円の減額でございます。このうち11万円は、まごころ製品販売会のポスター、チラシのデザインを委託する予定でございましたが、販売会ができなかったため委託を行っておりません。残り100万円につきましては、障害者自立支援給付支払等システム改修委託料でございます。子育て支援係の予算で同等の同じ改修ができたため、委託の必要がなくなったものでございます。

19節扶助費752万4,000円の増額でございます。障害福祉サービスにつきまして利用が増えてきておりますことから増額をお願いするものです。

○保健課長(末次ヒトミ君) 8目介護保険対策費でございます。12節委託料、高齢者福祉計画 策定委託料198万7,000円の減額につきましては、当初、計画の委託を予定しておりまし たが、策定のための市民アンケートのみ一部流用し、自前で計画を作成したためでございます。

次に、18節負担金、補助及び交付金2,312万1,000円の減額補正でございます。県介護保険広域連合負担金と低所得者保険料軽減負担金は、額の確定による補正でございます。地域介護・福祉空間整備等補助金につきましては、国の補助事業でブロック塀の改修を予定しておりました、ひまわりの郷吉井が辞退されたため減額するものでございます。第1号介護保険料減免負担金につきましては、12月補正でお願いしておりました、コロナ禍の影響により収入が減少した方の減免負担金の市町村負担分を全額国が負担することとなったための減額でございます。

9目地域支援事業費、1節報酬、地域ケア会議委員報酬につきましては、新型コロナ感染拡大防止のため、予定しておりました会議が実施できなかったため81万円を減額補正するものでご

ざいます。

次に、会計年度任用職員報酬の274万8,000円、3節職員手当等30万3,000円、4節共済費36万円につきましては、地域包括支援センターに配置予定の主任介護支援専門員を募集しましたけれども応募がなかったための減額補正でございます。7節報償費、介護予防事業協力謝礼の90万円と10節、消耗品費75万円につきましては、新型コロナの影響により事業見込みが下回ったことによる減額補正でございます。

続きまして、34ページをお願いいたします。

12節委託料300万円の減額補正でございます。当初、8地区を予定していましたけれども、5地区の委託となったためでございます。18節負担金、補助及び交付金467万4,000円の減額補正でございます。地域介護予防活動支援事業費補助金117万円及び訪問型サービスD運営費補助金350万4,000円、いずれも決算見込みによる減額補正を行うものでございます。

説明は以上です。

〇議長(中野 義信君) 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。7番、熊懐議員。

○議員(7番 熊懐 和明君) 1つお伺いします。

3目の18節の移動販売事業者支援、これが支援していただいてありがたいと思いますけど、これ、いろんなところで私、民生委員と話したことがあるんですけど、包括ケアで市長がうきは市は進んでいると言うけど、何が進んでいますかと。やっぱり移動販売、よそにないところがうきは市はして大変助かっているとお年寄りが言っているということを聞いて、思いながらしたら、事業者はなかなか苦しいと。何が言いたいかといいますと、手当もしていただいておりますけど、平時でももう少し何か事業者がやめないように、ちゃんとしていただいておると思いますけど、そこのところを今後も支援を続けて、3事業者がまだまだいろいろ回れるように対策をお願いしたいと思いますので、今の状況をちゃんと、3事業者は経営うまくいってるのかなと、そこのところをお伺いしたいと思います。

- 〇議長(中野 義信君) 保健課長。
- **〇保健課長(末次ヒトミ君)** ただいまの質問で、移動販売につきましては、本当に3事業所のほうがいろいろ御協力いただいて、市民の方が助かっているものと思っております。

その事業所につきましては、令和2年度に、買物関係ですね。連携協定協議会というものを ――協定を締結して、協議会を年4回ほど開催しております。その中で参加者の方が、そうい う事業所と社協とか、市役所の職員のほうが参加しております。定期的に情報共有をして、課題 等があったら対応をしておりますので、今後もこの協議会を活用して継続的に支援をしていただ くように働きかけを一緒に連携してやっていきたいと考えております。 以上でございます。

- 〇議長(中野 義信君) 7番、熊懐議員。
- ○議員(7番 熊懐 和明君) 何でこの質問しますかといいますと、私たちのところだけでなくて、ほかのところも大変もう隣組でお年寄りが半分を占めるようになっております──1人、2人ぐらい。まだまだこれ、大事になってくると思いますので、販売箇所をもう少し増やしたり、いろいろされるならそこのところも検討していただきたく、要望としてお願いします。
- 〇議長(中野 義信君) 保健課長。
- **〇保健課長(末次ヒトミ君)** もう具体的に2月末にマックスバリュ店が閉店しましたことによる 協議も3月に実施しているところです。今後も議員の要望を真摯に受け止めて対応してまいりた いと思います。

以上でございます。

- ○議長(中野 義信君) ほかにありませんか。11番、伊藤議員。
- ○議員(11番 伊藤 善康君) 今、7番議員の関連ですが、移動販売の区域とかも3業者でき ちっと話し合って分けておるのか。それと週に何回ぐらい同じ区域に回っているのか。それと電 話注文とか受けて、それの配達まで含んでやってるのか。
- 〇議長(中野 義信君) 保健課長、答弁。
- 〇保健課長(末次ヒトミ君)3点でございます。

まず区域の設定でございますが、区域の設定は各事業所で区域の設定がございます。週の回数でございますが、事業所によって週一、二回ということです。それから、電話で先に予約しての配達ということでございますが、これも事業所によってそういった対応を取っているところがあります。ホームページのほうにルート等は掲載をしているところでございます。 以上です。

- 〇議長(中野 義信君) 11番、伊藤議員。
- ○議員(11番 伊藤 善康君) ホームページと言うとは簡単ばってん、高齢者、私どもホームページは全く見らんけん、もう買物に行ききらんちゅうとは高齢者ですよね。若い人、ホームページ使いきる人は、もう車で買物に行きます。そいき、ホームページに頼らんで、何かほかの方法をお願いします。
- 〇議長(中野 義信君) 保健課長。
- **〇保健課長(末次ヒトミ君)** ただいま、高齢者の方、なかなかホームページ等を見られない方もいらっしゃるということでございますので、いろんな支援をしていただいてますケアマネジャーとか、民生委員のほうにもこういった買物支援のルートだとか、そういったことは御紹介して、

いろいろ高齢者の方が御利用していただきやすいようなことで対応させていただいております。 まだ十分浸透していない部分があるかと思いますけれども、そういったところは市民からの声 を反映して、これからも周知に努めていきたいと思います。 以上です。

- **〇議長(中野 義信君)** 11番、伊藤議員、3回目。
- ○議員(11番 伊藤 善康君) せっかく防災無線もあります。防災無線の活用も考えていただきたいと思います。
- 〇議長(中野 義信君) 末次保健課長。
- **〇保健課長(末次ヒトミ君)** 防災無線に関しましては、今現在、天候不良だとか、いろんなことで予定していた移動販売ができないときのみ防災無線で周知をさせていただいておりますが、議員の御意見を踏まえて、今後、検討していきたいと思います。
- ○議長(中野 義信君) ほかにありませんか。2番、組坂議員。
- 〇議員(2番 組坂 公明君) 1点だけ。

以上です。

3款1項9目の地域支援事業費が、公募したけど応募がいなかったので減額ですって。その事業の計画は、それならきちっとできているのか。必要だからこういった公募を使って事業を進めていくんだろうと思うんですけど、なら、応募がおらんやったら、その必要とされた事業というのはどう補塡していくのか、教えていただきたいと思います。

- 〇議長(中野 義信君) 末次課長。
- **〇保健課長(末次ヒトミ君)** この人件費の関係でございますが、これは先ほども御説明をしました地域包括支援センターに配置をします主任介護支援専門員の分でございますが、この主任介護支援専門員は主に市民からのいろんな介護の相談だとか、そういったことを対応している職員になります。

本来であれば、本当に必要な人材ではあるんですけれども、なかなか現状としてもそういった 人材が少ないという現状がありまして、なかなか公募をしても受けていただけないというか、そ ういった状況になっております。それに関しては、他の保健師とか看護師、それから社会福祉士 等、いろんな専門職を地域包括支援センターには配置しておりますので、そういった職員で今、 市民の方の相談に関しては対応しているところでございます。

以上です。

- 〇議長(中野 義信君) 2番、組坂議員。
- ○議員(2番 組坂 公明君) 分かりました。ということは、カバーし合っているということで、 事業はされているということですね。今、コロナ禍だからこういった方が必要じゃないかなと思

って、公募して、おらんなら、カバーでできるとやったら、今後、それなら予算も上げんでもいいのかなって。事業が私、どういったことをしてるかはっきり分かりませんから、今だからこういった人というのは必要じゃないかなと思ったもんで、カバーされているということでお聞きしましたので安心しました。

以上でございます。質問ではありません。

○議長(中野 義信君) ほかにありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(中野 義信君) 質疑なしと認めます。これで3款1項の質疑を終わります。 次に、3款2項児童福祉費の説明を求めます。担当課長は所管を述べ、順次説明を願います。 福祉事務所長。

○福祉事務所長(浦 聖子君) 35ページをお願いいたします。

1目児童福祉総務費、18節負担金、補助及び交付金1,000万円の減額でございます。 6月に補正を行っておりました子育て世帯生活支援特別給付金(その他の子育て世帯分)の給付金でございます。これにつきましては、家計急変等を含めて590名を見込んでおりましたが、12月までの支給が344名となっております。200名分掛け5万円の1,000万円分を減額させていただきます。

〇市民生活課長(石井 良忠君) 市民生活課です。

3目子ども医療対策費874万4,000円の減額です。今年度の子ども医療費の実績を見込んで、減少傾向にございますけれども、実績に基づく減額でございます。特に本年度から実施しております中学生の通院の部分につきまして、見込みより少ない傾向がございましたので減額をいたしております。

説明は以上です。

○福祉事務所長(浦 聖子君) 5目民間保育所費、18節負担金、補助及び交付金187万 5,000円の増額でございます。全員協議会でも御説明いたしました保育士等処遇改善臨時特 例事業補助金でございます。保育士に賃上げ効果が継続される取組を行うことを前提として、収 入を3%程度引き上げるための措置を令和4年2月から実施し、私立の保育所、認定こども園に 対して補助金を交付するものでございます。

9目放課後児童対策費、18節負担金、補助及び交付金99万3,000円の増額でございます。民間保育所費等の増額と同じく、学童保育所支援員に対して賃上げ効果が継続されるための取組を行うことを前提として、収入を3%程度引き上げるための措置を令和4年2月から実施し、学童保育所運営者に対して補助金を交付するものでございます。

以上です。

○議長(中野 義信君) 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。2番、組坂議員。

〇議員(2番 組坂 公明君) 1点だけ。

民間保育所と学童児童対策費ということで賃金をという、大変ありがたい。これは国のほうでもされてるんですけど、いろいろな職種の人がおると思うんですよ。言いたいのが、8時間勤務する人もおれば、2時間ぐらいとか、支援とか。で、資料もらっとったとき8,000円か9,000円かを1人上げますって。いろいろな仕事の時間がまちまち。学童やら、特に、8時間も労働しませんから、そういったのというのは、もうその人の3%を上げるって考えればよろしいのか、そこに携わる全ての人の3%を上げるって解釈すればいいのかを伺いたいと思います。

- 〇議長(中野 義信君) 福祉事務所長。
- ○福祉事務所長(浦 聖子君) おっしゃるとおりでございます。パートタイムの方、時間が短い方についても同等に3%を上げるということでございます。
- ○議長(中野 義信君) ほかにありませんか。10番、江藤議員。
- ○議員(10番 江藤 芳光君) 組坂議員に関連をします。ちなみにちょっと教えてください。 これはもう処遇改善は結構なことですけども、いわゆるソーシャルワーカーという表現をされる 業務で、市に関わるのは保育士と放課後児童の2つ。民間のほうは、もう直接行くという理解で よろしいのか、今、これを決定した業種はどういう業種があるのか、ちょっと参考までに教えて ください。

以上です。後でもいいですよ。

- 〇議長(中野 義信君) 福祉事務所長。
- ○福祉事務所長(浦 聖子君) 保育士、幼稚園のほか、病院関係とかございました。資料をちょっと今、探しあわせてないので、また後ほどお知らせしたいと思います。
- ○議長(中野 義信君) ほかにありませんか。11番、伊藤議員。
- ○議員(11番 伊藤 善康君) 保育所のことについてちょっとお尋ねしますが、うきは市も公 設と民営と、保育所両方ありますね。賃金の面での格差はないのでしょうか。
- 〇議長(中野 義信君) 福祉事務所長。
- ○福祉事務所長(浦 聖子君) 賃金の格差につきましてですが、会計年度任用職員につきましては、私立と近い金額だとは思いますが、市の正職員につきましては、まだ少し上のほうになっている、その分では私立と格差がある部分があると考えております。
- ○議長(中野 義信君) ほかにありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(中野 義信君) 質疑なしと認めます。これで3款2項の質疑を終わります。

次に、3款4項災害救助費の説明を求めます。浦福祉事務所長。

- ○福祉事務所長(浦 聖子君) 3款4項1目災害救助費、22節償還金、利子及び割引料 217万3,000円の減額でございます。平成24年九州北部豪雨災害の際に貸し付けており ました災害援護資金につきまして、本年度が最終納付年度でございましたが、1件償還がされて おりませんので、減額をいたしまして、新年度の予算に計上いたします。
- ○議長(中野 義信君) 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

O議長(中野 義信君) 質疑なしと認めます。これで3款4項の質疑を終わります。

次に、4款1項保健衛生費の説明を求めます。保健課長。

〇保健課長(末次ヒトミ君) 補正予算書37ページをお開きください。

4款1項1目保健衛生総務費、12節委託料500万円の減額補正につきましては、妊婦一般 健診委託料の決算見込みによるものでございます。22節償還金、利子及び割引料59万 3,000円、過年度の国への返還金で、実績報告が12月であったため3月補正で計上するも のでございます。

2目予防費、12節委託料、予防接種委託料400万円は、不用見込額を算定し、減額補正を 計上しております。

3目健康増進対策費、総合健診等委託料につきましては、住民健診が12月で終了したため実績に基づく減額補正でございます。

説明は以上です。

○議長(中野 義信君) 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(中野 義信君) 質疑なしと認めます。これで4款1項の質疑を終わります。

次に、4款2項清掃費の質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(中野 義信君) 質疑なしと認めます。これで4款2項の質疑を終わります。 次に、6款1項農業費の説明を求めます。農林振興課長。

〇農林振興課長兼農業委員会事務局長(石井 太君) 農林振興課、石井でございます。よろしくお願いいたします。

予算説明書39ページをお願いいたします。

6款1項1目農業委員会費80万6,000円の減額でございます。昨年3月に農業委員の改

選がございまして、本来、初年度に研修に行くべきところでございますけれども、コロナ禍の中で研修等が実施できなかったために、8節旅費、13節、賃借料を減額し、令和4年度、改めて予算計上させていただくものでございます。

続きまして、3目農業振興費6,191万6,000円の増額でございます。主なものといたしましては、18節、いずれも国の補正予算によるものでございます。1段目の産地パワーアップ事業費補助金5,891万6,000円につきましては、トマトハウスの設置をするものでございます。本来、先ほど櫛川議員のほうからもお尋ねがございましたけれども、令和4年度当初予算で計上予定でございましたけれども、予算措置が可能だということで、今回、補正で計上させていただくものです。計上した上で繰越しをして、令和4年度に改めて実施をいたします。2段目のみどりの食糧システム戦略緊急対策事業費補助金につきましては、国のみどりの食料システム戦略の実現に向けまして、環境に優しい栽培技術を取り入れたグリーンな栽培体系の転換を推進するもので、うきは市といたしましては、今回、水田4へクタール、大豆4へクタールで硫黄コート剤、有機質の石灰剤等を実証して、その成果を推進し、継続的な栽培に向けて取組を進めるものでございます。

7目農地費1,250万円の減額でございます。内訳としましては、12節委託料の200万円、ため池劣化状況評価業務委託料につきまして、補正予算によるもので、本来、令和4年度当初予定でございましたけれども、今回、屋部周辺のため池4か所の評価点検を行うための予算でございます。18節負担金、補助及び交付金の、まず上段の県営農村総合整備事業費負担金、マイナス1,550万円及び県営一般農道整備事業費負担金につきましては、浮羽地区及び流川地区等の農道等の整備でございますけれども、額の確定に伴います負担金の減額でございます。3段目の、ため池等整備事業負担金300万円増加額になっておりますけれども、こちらにつきましては吉井地区一の瀬下ため池の予算措置が行われましたので、その分につきまして増額の補正予算をするものでございます。

説明は以上でございます。

○議長(中野 義信君) 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。12番、櫛川議員。

- ○議員(12番 櫛川 正男君) 3目農業振興費、今、説明がありました、みどりの食糧システムの水田4へクタール、大豆4へクタールということで、この4へクタールはどうやって決めたのか。ここで一応されて、よかったらまた広げていくのか。その辺を。
- 〇議長(中野 義信君) 農林振興課長。
- ○農林振興課長(石井 太君) 3目の農業振興費の関係は、おっしゃるとおりでございまして、 まず設定につきましては、吉井地区の担い手農業者で、既に循環型農業等に取り組んでいらっし

ゃる方に、今回、急遽お願いをいたしまして、合計8ヘクタールの圃場で実施をするものでございます。この成果をまとめて、その後に農業者等にお知らせをしながら、こういった減農薬、減肥料の取組をこれから推進していくというものでございます。

以上でございます。

- ○議長(中野 義信君) ほかにありませんか。3番、野鶴議員。
- ○議員(3番 野鶴 修君) 3番、野鶴です。

3目の今出ておりましたけど、今回、産地パワーアップ事業費補助金ということで5,891万6,000円出ております。一度聞いてたのかもしれませんけど、トマトハウスということで先ほど説明ありましたけど、トマトハウスの件数と補助の内容がもし分かりましたら、どういった形での補助になるのか、形というか、補助率、そういったものが分かりましたら教えていただきたいと思います。

- 〇議長(中野 義信君) 農林振興課長。
- ○農林振興課長(石井 太君) 3目の産地パワーアップ事業費補助金につきましては、件数はトマトハウス1件でございます。坪数で760坪程度のハウスになります。総事業費は、実は1億700万円ほどかかります。補助率は国の2分の1、これに市が5%上乗せする形で支援をしているところでございます。

以上でございます。

- ○議長(中野 義信君) ほかにありませんか。4番、竹永議員。
- ○議員(4番 竹永 茂美君) 2点お尋ねいたします。

1点目は、今のトマトハウスの件なんですが、これは新規就農者というふうに捉えていいのか、 それとも現在行われている方が拡大ということなのかお尋ねいたします。

2点目は、みどりの食糧システムの件で、先ほど減農薬、減肥料と言われましたが、そこまでで終わるのか、それとも無農薬、有機肥料というとこまで進まれるのか。その2点についてお尋ねいたします。

- 〇議長(中野 義信君) 農林振興課長。
- ○農林振興課長(石井 太君) まず1点目のハウスにつきましては、支援は新規であっても、 規模拡大であっても、どちらの方でも事業を実施することは可能です。今回の方につきましては、 実はレインボーファームで2年半研修をされた方が新たに独立就農をするということで、新規の 農業者になります。

2点目のみどりの戦略でございますけれども、議員おっしゃいますように、これから脱炭素、 そういった方向に農業の分野でも向かっていくものというふうに考えておりますので、こういっ たことを少しずつ積み上げながら、成果を実証しながら、農業者のほうに情報提供しながら進め ていきたいと思っております。

ただ、通常の農業よりも経費等も含めて、手間も含めて、やっぱりこれまでにないものがかかってきますので、そういったところを実証しながら農業者とともに進めてまいりたいと思います。なお、この取組にはJAにじ、それから県の普及指導センター等も協議会のほうに入っていただいて、農業者とともに4者で検討、協議を進めていく予定でございます。以上でございます。

- 〇議長(中野 義信君) 4番、竹永議員。
- ○議員(4番 竹永 茂美君) 2点目のみどりの農業の件ですが、方向性としては無農薬、有機 栽培等々ということでしたが、この件に対する広報活動はどのようになされるのか。あるいは募 集もされてるとは思いますが、一般公募といいますか、そういうことをされた結果ということ。 それから、またその成果については広報していくという理解でいいのでしょうか。
- 〇議長(中野 義信君) 農林振興課長。
- ○農林振興課長(石井 太君) 今回の事業につきましては、公募ということではなくて、既に協力が可能な、またその取組が可能な農業者の方にお願いをしておりますので、公募という形は取ってございません。

今後につきましては、この実証等をJA、あるいは農業委員会、認定農業者等で情報をお流し して、これに賛同される方、興味のある方々と新たな協議会の中で検討していくことになるのか なと思います。

無農薬ということとはまた少し意味合いが違ってまいります。有機栽培というものは、少しこれから検討していくことになるのかなというふうには考えておりますので、そういった事業になりましたら改めて御説明させていただければと思っております。

以上でございます。

○議長(中野 義信君) ほかにありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(中野 義信君) 質疑なしと認めます。これで6款1項の質疑を終わります。 次に、6款2項林業費の質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(中野 義信君) 質疑なしと認めます。これで6款2項の質疑を終わります。 次に、7款1項商工費の質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(中野 義信君) 質疑なしと認めます。これで7款1項の質疑を終わります。 次に、8款1項土木管理費の関係の説明を求めます。住環境建設課長。 **〇住環境建設課長(村岡 薫君)** 住環境建設課、村岡です。

42ページ目をお開きください。

8款1項1目土木総務費で、補正額として611万5,000円の減額です。18節負担金、補助及び交付金として、まず、がけ地近接等危険住宅移転事業補助金が518万5,000円の減額ですが、毎年1件分の補助金を準備しておりますが、申請がなかったことから全額を減額するものです。

次に、ブロック塀等撤去費補助金が93万円の減額ですが、毎年10件分の補助金を準備して おりますが、今年度は2件の申請であったことから、残る8件分を減額するものでございます。 以上でございます。

○議長(中野 義信君) 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。4番、竹永議員。

〇議員(4番 竹永 茂美君) ブロック塀等撤去費補助金の件ですが、10件のうち2件という ことで大変残念な結果だと思っています。

この点について、全ての小学校の通学路のブロック塀の点検等はなされているのか。また、なされていれば、そこの持ち主の方に、例えばもう明らかに傾いてます、明らかに亀裂が入っています、明らかにぐらぐらしてるんじゃないかということでの勧告というか、呼びかけができると思いますが、そのような活動もなされているのかどうかお伺いします。

- 〇議長(中野 義信君) 住環境建設課長。
- ○住環境建設課長(村岡 薫君) 通学路に関してのブロック塀の点検でございますが、福岡県のほうが実施されておりまして、小・中学校の通学路を対象として実施されております。これまでブロック塀の撤去関係、進んでおりまして、福岡県からお聞きしている情報でいきますと、1件が残ってるというところでお聞きしております。その1件に対しましては、今回改めて、教育委員会も含めて、県のほうと市のほうと一緒に通知を送るような形で予定しております。以上です。
- 〇議長(中野 義信君) 4番、竹永議員。
- ○議員(4番 竹永 茂美君) 忘れておりました。通学路のことは今お聞きしましたが、では、 子供たちが遊ぶ場所といいますか、あちこちの広場なりが遊び場になるんですけども、そういう 場所での点検、あるいは地域から要望があった場合は、先ほど言われたように持ち主の方等への 案内がされているという理解でよろしいのでしょうか。
- 〇議長(中野 義信君) 村岡住環境建設課長。
- **〇住環境建設課長(村岡 薫君)** こちらのブロック塀等撤去費補助金につきましては、基本的には市道であったり、道路の通行者に対しての危険なブロック塀に対しての補助金でございまし

て、公園とか、児童遊園とか、そういったところに関しては特に点検とか、調査とか、そういったところは行っているものではございません。

- 〇議長(中野 義信君) 4番、竹永議員、3回目。
- ○議員(4番 竹永 茂美君) 先日、子供たちが遊ぶであろう駐車場の近くだったんですけども、 そのブロック塀が危険であるという相談がありまして現地に行ったら、先ほど言ったようにぐら ぐらしてる状況だったので、持ち主のほうに御相談をお願いしたんですけれども、持ち主のほう からすれば、危なくないみたいな判断であったというふうに思っています。

したがいまして、各区の区長並びに個人になるかもしれませんが、そういう危険なブロック塀 の撤去の相談があった場合には、持ち主の方にこの補助金の説明等はなされているという理解で よろしいでしょうか。

- 〇議長(中野 義信君) 村岡課長。
- **○住環境建設課長(村岡 薫君)** 住環境建設課のほうにブロック塀の関係で御相談がありました際には、先ほど申しました市道に面するところ、そういったところでいきますと補助金の対象になりますということでの御説明はさせてもらってます。ただ、あくまでもやっぱりブロック塀は個人の所有物でありますので、基本的には個人の責任において管理されるべきものだと考えます。

以上です。

- ○議長(中野 義信君) ほかにありませんか。12番、櫛川議員。
- ○議員(12番 櫛川 正男君) 崖地ですね、これ、毎年当初予算で上がって、補正で落とされる。先ほど説明したとおりでございます。今年度の当初予算にも載ってます。同じように518万5,000円ですか。しかし、この崖地の危険住宅というのがもう何世帯あるというのが分かっとるわけですから、やっぱりこっちから働きかけみたいなのはしてないのかどうか伺います。
- 〇議長(中野 義信君) 住環境建設課長。
- **〇住環境建設課長(村岡 薫君)** 毎年、年度当初の広報うきはのほうでは呼びかけはしてるところでございます。ただ、櫛川議員おっしゃられるとおり、最近、実績がございませんで、一番直近でいきますと平成28年度、それから先は今のところ実績はないというところでございます。
- 〇議長(中野 義信君) 12番、櫛川議員。
- ○議員(12番 櫛川 正男君) 危険な住宅に対して、広報で載せるのは分かります。ただ、こちらからは、あなたのところは移動してくださいというような働きかけはしてないのかということを伺っております。
- 〇議長(中野 義信君) 村岡課長。

- **〇住環境建設課長(村岡 薫君)** こちらの補助金のほうが土砂災害特別警戒区域に指定されてる部分であったり、災害危険区域に設定されてる部分の家屋、そういったところが対象になりますが、個別でのお知らせとか、そういったところは現状、行ってない状況でございます。
- 〇議長(中野 義信君) 12番、櫛川議員。
- ○議員(12番 櫛川 正男君) これも何回でも質問いたしましたけれども、せっかくこういう 補助金があるわけですから、やっぱりもう人道的な立場から、もしそこが崖崩れで埋まったと、 これは前も質問いたしましたけど、それに救済するための捜索活動、これが大変なんですよ。だ から、もう危ないと分かってるわけですから、ぜひ移動してくださいって、もうこちらのほうか ら働きかけが必要じゃなかろうかというふうに思いますが、その辺は今後も今のやり方でいくの かどうか。
- 〇議長(中野 義信君) 村岡住環境建設課長。
- **〇住環境建設課長(村岡 薫君)** 先ほど申しましたとおり、ここ近年、ちょっと実績がないというところを踏まえまして、また今年度、熱海のほうでの土砂災害、そういったところもございましたので、広報の仕方につきましては、ちょっと改めて検討させていただければと思います。
- 〇議長(中野 義信君) 9番、上野議員。
- ○議員(9番 上野 恭子君) ちょっとお尋ねをいたします。

数年前、ある住宅の方から、今度は崖地じゃなくて、山の上に落ちてきそうな石があるという 相談を受けましたが、そういうのは逆でございますが、大きな地震があったときがどんなかなと いうような、頭でずっと思っておりましたけど、そういうのは補助対象にはならないですよね。 ちょっと分かれば。

- 〇議長(中野 義信君) 住環境建設課長。
- **〇住環境建設課長(村岡 薫君)** こちらのがけ地近接の補助金につきましては、土砂災害特別警戒区域、いわゆるレッドゾーンです。そちらのエリアであったり、災害危険区域のエリア、そういったところにお住まいの方が移転する場合の補助金でございますので、そういった場所に該当してれば、この補助金の対象にはなります。
- 〇議長(中野 義信君) 9番、上野議員。
- ○議員(9番 上野 恭子君) 新川です。(発言する者あり)
- 〇議長(中野 義信君) 住環境建設課長。
- **〇住環境建設課長(村岡 薫君)** すみません。こちら、うきは市の総合防災マップになります。 こちらの中にレッドゾーンのエリアとかが表示されてますので、このエリアの中に入ってれば対 象になりますので。(「頭の上でもですね。崖地じゃなくて、頭の上から石が落ちてきそうな。 頭の上」と呼ぶ者あり)その住家がこのレッドゾーンの中に入ってれば対象になります。(「は

い、分かりました」と呼ぶ者あり)

○議長(中野 義信君) ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- ○議長(中野 義信君) 質疑なしと認めます。これで8款1項の質疑を終わります。 次に、8款4項住宅費の説明を求めます。住環境建設課長。
- ○住環境建設課長(村岡 薫君) 予算書の43ページになります。

8款4項4目住宅建設費で、補正額として1,795万9,000円の減額です。内訳としまして、12節委託料が高見団地建替工事監理業務委託料で445万7,000円の減額、13節が高見団地建設中に仮移転されていた方の駐車場借上料で3万8,000円の減額、住宅借上料で211万8,000円の減額、14節が高見団地建替建設工事費で1,000万円の減額、21節が仮移転費用となる高見団地移転補償費で134万6,000円の減額です。今年度夏に高見団地のほうが建設完了いたしまして、移転も完了しましたため、いずれも事業費確定による残額の減額でございます。

以上です。

○議長(中野 義信君) 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。12番、櫛川議員。

- ○議員(12番 櫛川 正男君) 予算は分かりました。高見団地、立派な住宅が完成しております。そこで高見団地に住んであった人、兎渡島団地に住んであった人が今、住まれてますよね。 恐らく空く住宅が3か所か4か所あると最初言ってたんですよね。それはどうなったのか。
- 〇議長(中野 義信君) 村岡住環境建設課長。
- **〇住環境建設課長(村岡 薫君)** 一応39部屋用意しておりますが、全て埋まってる状況ではないということは把握しておりますが、すみません、空いている状況の現状が、現時点、自分が把握できてないもので、ちょっと把握してから御回答させていただきます。
- 〇議長(中野 義信君) 12番、櫛川議員。
- ○議員(12番 櫛川 正男君) いや、3部屋か4部屋は空きが出ますので、それは公募します という答弁でした。前、これを建てるときは。だから、もうそれは公募されたのかどうかも分か らんということですね。
- 〇議長(中野 義信君) 村岡課長。
- **〇住環境建設課長(村岡 薫君**) 大変申し訳ありません。現状、自分が把握できてなかったもので、ちょっと調べてから回答させていただきます。
- ○議長(中野 義信君) ほかにありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(中野 義信君) 質疑なしと認めます。これで8款4項の質疑を終わります。 暫時休憩とします。1時15分より再開します。

十後 () 時()3分休憩	午後	0 時03分休憩	
---------------	----	----------	--

午後1時15分再開

○議長(中野 義信君) それでは、再開いたします。

ここで福祉事務所長と住環境建設課長からの発言の申出があっておりますので、これを許可します。浦福祉事務所長。

○福祉事務所長(浦 聖子君) 午前中、江藤議員から御質問のありました保育士、学童支援員 以外の処遇改善はどの辺かという御質問でございます。

このほかの対象は、福祉、介護及び看護職員が対象となります。なお、申請や交付の手続は県が窓口となっております。

以上です。

- 〇議長(中野 義信君) 村岡住環境建設課長。
- **〇住環境建設課長(村岡 薫君)** 午前中、櫛川議員のほうから高見団地の空き部屋の募集の状況について御質問いただいておりました。

現状、空き部屋としまして、8部屋ございます。ただ現状、駐車場の台数が足りないというところもございまして、募集はまだしてないところです。令和4年度の当初予算で計上しておりますが、旧高見団地のほう、解体した後、駐車場を17台分増やすような形で予定しております。 それが完了次第、広報誌等により案内をかけるような形で予定しております。

以上です。

- ○議長(中野 義信君) それでは次に、10款1項教育総務費の説明を求めます。学校教育課長。○学校教育課長(井上 理恵君) 学校教育課、井上でございます。
 - 補正予算書の44ページをお願いいたします。

10款1項2目事務局費、18節負担金、補助及び交付金88万円の減額につきましては、給食費補足給付費補助金の実績見込みにより不用額を減額するものでございます。19節扶助費2,200万円の減額につきましては、幼稚園施設等利用費及び預かり保育事業利用費の利用実績見込みにより減額するものでございます。内訳といたしましては、施設等利用費1,800万円、預かり保育400万円でございます。当初、5,612万4,000円を計上しておりましたが、結果としては施設等利用が3,120万円、預かり保育等280万円、合計3,400万円の利用見込みとなったため不用額を減額するものでございます。

以上でございます。

○議長(中野 義信君) 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(中野 義信君) 質疑なしと認めます。これで10款1項の質疑を終わります。

次に、10款2項小学校費の説明を求めます。学校教育課長。

○学校教育課長(井上 理恵君) 45ページをお願いいたします。

10款2項1目学校管理費720万円の増額でございます。国の新型コロナウイルス感染症対策として、学校保健特別対策事業が実施され、学校における新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた子供たちの学習保障の支援として活用するため増額をお願いするものでございます。支援額の内訳としましては、10節需用費は児童数301人以上の学校が消耗品として115万円、300人以下の学校が70万円、17節備品購入費は各校とも20万円を予定しており、全額を令和4年度へ繰り越して活用していくものでございます。

2目教育振興費、10節需用費506万5,000円の減額につきましては、入札による執行 残を減額するものでございます。内訳としまして、指導者用デジタル教科書400万円、学校施 設の水道レバー式蛇口106万5,000円の減額でございます。13節使用料及び賃借料 160万円の減額につきましては、新型コロナウイルス感染拡大防止により宿泊研修等が中止と なったため、バス借上料を減額するものでございます。

説明は以上でございます。

〇議長(中野 義信君) 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(中野 義信君) 質疑なしと認めます。これで10款2項の質疑を終わります。

次に、10款3項中学校費の説明を求めます。学校教育課長。

○学校教育課長(井上 理恵君) 46ページをお願いいたします。

10款3項1目学校管理費270万円の増額でございます。内容につきましては、10節需用費、17節備品購入費ともに、小学校と同様に学校保健特別対策事業を活用し、学校における新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた子供たちの学習保障の支援を行うため増額をお願いするものでございます。支援額としましては、2校ともに消耗品費115万円、備品購入費20万円として、全額を令和4年度に繰り越すものでございます。

2目教育振興費、10節需用費80万5,000円の減額につきましては、入札による執行残 を減額するものでございます。内訳といたしまして、指導者用デジタル教科書50万円、学校施 設の水道レバー式蛇口30万5,000円の減額でございます。13節使用料及び賃借料 100万円の減額につきましては、新型コロナウイルス感染拡大防止により宿泊研修が中止となったため、バス借上料を減額するものでございます。19節挟助費300万円の減額につきましては、実績見込みにより不用額を減額するものでございます。内訳としましては、要保護及び準要保護児童生徒就学援助費227万円、特別支援教育就学奨励費73万円の減額でございます。以上でございます。

○議長(中野 義信君) 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

〇議長(中野 義信君) 質疑なしと認めます。これで10款3項の質疑を終わります。

次に、10款4項社会教育費の説明を求めます。生涯学習課長。

〇生涯学習課長(石井 孝幸君) 生涯学習課、石井です。

47ページになります。

10款4項2目文化財保護費の18節負担金、補助及び交付金では300万円の減額です。町並み保存地区保存対策費補助金の減額ですが、田篭地区におきまして1件の住宅の修景を予定しておりましたが、所有者の意向により中止となったためです。

続きまして、3目芸術文化振興費の12節委託料では43万5,000円の減額です。印刷物作成委託料として、文化祭等のパンフレット及びポスター作成の委託ですが、イベントなどが中止となったため減額するものです。18節負担金、補助及び交付金では30万円の減額です。文化事業費補助金で、実績に応じて減額するものです。

以上です。

○議長(中野 義信君) 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(中野 義信君) 質疑なしと認めます。これで10款4項の質疑を終わります。

次に、10款5項保健体育費の説明を求めます。生涯学習課長。

〇生涯学習課長(石井 孝幸君) 予算書48ページになります。

10款5項1目保健体育総務費の7節報償費では96万円の減額です。市民ロードレース大会等が中止となったため、記念品代、役員等謝礼を減額するものとなります。8節旅費ではスポーツ推進委員に対する費用弁償及び研修旅費として91万6,000円の減額です。こちらもスポーツ大会や研修会が中止となったためです。10節需用費では33万1,000円の減額です。これもスポーツ大会等が中止となったため食糧費、印刷製本費を減額するものです。13節使用料及び賃借料では15万円の減額です。県民体育大会の中止に伴うバス借上料を減額するもので

す。18節負担金、補助及び交付金では185万9,000円の減額です。県民体育大会及び全国大会出場補助金やスポーツ事業に対する補助金ですが、こちらもコロナの影響で大分減っておりますけれども、中止となっており、実績により減額するものです。

以上でございます。

○議長(中野 義信君) 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(中野 義信君) 質疑なしと認めます。これで10款5項の質疑を終わります。

次に、11款1項農林水産業施設災害復旧費の質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(中野 義信君) 質疑なしと認めます。これで11款1項の質疑を終わります。

次に、13款諸支出金、14款予備費及び歳入については、一括して企画財政課長の説明を求めます。企画財政課長。

○企画財政課長(山崎 秀幸君) お手元予算書の50ページをお願いいたします。

13款1項1目特別会計繰出金1,702万円の減額補正でございます。この件につきましては、2月24日の全員協議会で御説明申し上げましたように、下水道事業会計への繰出金の一部を4条の資本的収支の資本金へ変更したことに伴う措置でございます。具体的には27節下水道事業会計繰出金を1億3,000万円減額し、23節を新たに設けまして下水道事業会計出資金ということで、こちらのほうに1億3,000万円増額するものでございます。その他、国民健康保険事業特別会計繰出金が1,080万4,000円、後期高齢者医療事業特別会計繰出金が621万6,000円、それぞれ減額となっております。

51ページでございます。

14款1項1目予備費27万3,000円の増額です。歳入歳出補正額の調整によるものでございます。

次に、歳入のほうにいきます。17ページをお願いいたします。

11款1項1目地方交付税2億2,035万9,000円の増額です。これは先ほども少し申し述べましたように、国税収入の補正等に伴い追加交付されるものです、このうち1億1,063万5,000円、この分は臨時財政対策債の償還財源として交付されるものでございます。うきは市としては、この分を臨時財政対策債の借入額を減額することで対応することといたしたいと思っております。

次に、18ページをお願いいたします。

13款2項4目災害復旧費負担金1,197万2,000円の減額でございます。災害復旧事業

の補助率の確定等に伴う財源補正でございます。

19ページでございます。

15款1項1目民生費国庫負担金360万7,000円の増額補正でございます。国民健康保険基盤安定負担金が15万5,000円の減額、自立支援事業費負担金が376万2,000円の増額となります。

2目教育費国庫負担金1,140万円の減額補正です。幼稚園施設等利用費の減に伴うもので ございます。

20ページをお願いします。

15款2項1目総務費国庫補助金、補正額としては差引きのゼロとなりますが、内訳としましては、社会保障・税番号制度システム整備費補助金129万8,000円は、引っ越しワンストップサービスに伴うシステム改修費用の補助金分でございます。それから、地方創生推進交付金は、事業費の確定等に伴いまして1,088万3,000円の減額でございます。新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金は、いわゆる補助裏の分について交付されるもので991万7,000円の増額となります。

2目民生費国庫補助金755万6,000円の減額補正で、1節75万3,000円の減額は、地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金の減額によるものでございます。その下、新型コロナウイルス感染症セーフティネット強化交付金は、その他の子育て世帯生活支援特別給付金1,000万円の減額補正でございます。保育士等処遇改善臨時特例交付金319万7,000円の増額は、保育士等の処遇改善の10分の10の臨時特例交付金となります。

4目土木費国庫補助金771万2,000円の減額でございます。事業費確定によるがけ近の 社交金や防災・安全社会資本整備総合交付金の減額となります。

6目の教育費国庫補助金315万6,000円の増額で、学校保健特別対策事業費補助金は、 コロナ対策の消耗品等で495万円の増額補正でございます。

21ページをお願いします。

16款1項1目民生費県負担金125万7,000円の増額です。障害者自立支援給付費負担金188万1,000円、国民健康保険基盤安定負担金286万2,000円の増額等となります。

2目教育費県費負担金570万円の減額です。幼稚園施設等利用費の減額に伴うものでございます。

22ページをお願いいたします。

16款2項2目民生費県補助金737万6,000円の減額補正です。額の確定に伴う重度障害者医療対策費補助金等の減額でございます。

5目農林水産業費県補助金5,856万円の増額補正です。国の補正予算による事業分で、産

地パワーアップ事業費補助金5,356万円、ため池劣化状況評価補助金200万円、みどりの 食糧システム戦略緊急対策事業費補助金300万円をそれぞれ増額補正するものでございます。

7目土木費県補助金152万8,000円の減額補正です。がけ地近接等の補助金129万6,000円の減額などとなっております。

- 9目教育費県補助金29万4,000円の減額です。実績見込みによる子ども・子育て支援事業費補助金の減額となっております。
- 10目災害復旧費県補助金1,297万2,000円の増額補正です。災害復旧費の県補助金の確定等による財源組替えとなります。
 - 23ページをお願いいたします。
- 17款1項1目財産貸付収入、補正額95万1,000円、養護老人ホームへの土地貸付料分となります。
- 17款1項2目利子及び配当金、補正額641万3,000円、こちらは基金の運用益となります。
 - 24ページをお願いします。
- 18款1項2目指定寄附金3,750万円の増額補正です。実績見込みにより、ふるさと・うきは「まごころ寄附金」を2,700万円増額するものです。また、まち・ひと・しごと創生寄附金は、いわゆる企業版ふるさと納税分で1,050万円を増額するものでございます。
 - 25ページをお願いします。
- 19款1項1目財政調整基金繰入金1億499万4,000円の減額です。先ほどの地方交付税の追加交付や全体的な事業費の減額などにより財政調整基金を9,560万円減額するものです。これにより財政調整基金からの繰入れはゼロになります。その他、振興基金などをそれぞれ減額するものでございます。
 - 26ページをお願いします。
- 21款3項1目民生費貸付金元利収入223万9,000円の減額です。平成24年災害援護 資金貸付金について、今年度中に全額返済予定でありましたが、うち1名が死亡により返済がで きなくなったため減額するものでございます。
 - 27ページをお願いいたします。
- 21款5項1目雑入811万円の増額補正です。こちらは火災や豪雨、台風災害等で被災した 公有建物の災害共済金分となります。
 - 28ページをお願いします。
- 22款1項1目総務債20万円の増額です。小塩コミュニティセンター耐震事業について、辺 地対策事業債へ財源組替えを行うものでございます。

2目衛生債430万円の増額です。簡易給水施設整備事業について、辺地対策事業債、過疎対 策事業債への財源組替えによるものでございます。

3目農林水産業債130万円の増額です。1節農業債、防災・減災・国土強靱化緊急対策事業債280万円は、県営ため池等整備事業、一の瀬下の分でございます。過疎対策事業債650万円の減額は、県営土地改良事業の事業費の確定に伴うものでございます。2節林業債、造林事業費補助事業500万円は、過疎対策事業債へ財源の組替えをするものでございます。

5目土木債900万円の減額です。公営住宅建設事業債を事業費の確定に伴い減額するもので ございます。

7目災害復旧債310万円の増額補正となります。災害復旧費に対する国庫補助金等の確定に 伴う財源の補正となります。

8 目臨時財政対策債1億1,063万5,000円の減額は、地方交付税が追加交付で臨時財政対策債の償還財源分として追加交付されたことに伴いまして、こちらの借入額を減額するものでございます。

9目民生債870万円の増額補正は、社会福祉協議会運営費補助金を過疎対策事業債に財源組替えをするものでございます。

10目教育債210万円の増額補正は、小・中学校のタブレットバッテリー交換事業を過疎対 策事業債へ財源組替えを行うものでございます。

市債につきましては、合計で9,993万5,000円の減額補正となります。 説明は以上です。

〇議長(中野 義信君) 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。12番、櫛川議員。

- ○議員(12番 櫛川 正男君) 24ページ、企業版ふるさと納税、まち・ひと・しごと、これ、 当初予算は100万円ぐらいやったかな。1,000万円ということですから、これは何社ぐら いでこの金額になったのか。
- 〇議長(中野 義信君) 企画財政課長。
- 〇企画財政課長(山崎 秀幸君) 全部で20社です。
- ○議長(中野 義信君) ほかにありませんか。4番、竹永議員。
- ○議員(4番 竹永 茂美君) 1点お尋ねいたします。

17ページ、地方交付税が税収の増があって2億2,000万円近くでしたということですが、 それはこういうコロナ禍であり、特に生活困窮者等への、あるいは児童・生徒への活用がなされるものかなと思っておりましたら、半額ぐらいの1億1,000万円は臨時対策事業債のほうに 返すといいますか、そんなふうにして、最終的にはゼロ円になったということですが、そういう 生活困窮者への活用というのは考えられなかったのかお尋ねいたします。

- 〇議長(中野 義信君) 企画財政課長。
- ○企画財政課長(山崎 秀幸君) この地方交付税の増額は、令和3年度、国のほうもコロナの影響でかなり厳しめというか、減額の予想を立てておりまして、実際、蓋を開けてみたら税収的にはかなり回復をしていたということで、その分で税収が増になって、法定率の地方交付税の配分がうきは市でいけば2億2,035万9,000円増額になったわけでございます。

こちらは大きく分けて、先ほど言いました臨時財政対策債の償還の財源として1億 1,063万5,000円、残りの分は、国のほうが緊急経済対策で補正予算を組んでおりまして、 地方のほうもそちらのほうに協力してもらいたいというような、そういったことで臨時経済対策 費分として残りの分は交付をされております。うきは市のほうでも補正予算で組んだりとか、ま た当初予算でそういった事業を組んでいったりしますので、今回については、取りあえず臨財債 の借入れを減らして、残りの余った分は基金のほうに積み立てて、また来年度のほうに使ってい くということで考えております。

- 〇議長(中野 義信君) 4番、竹永議員。
- ○議員(4番 竹永 茂美君) 残りのほうが臨時ですか、緊急経済対策に使われたということは一覧表等で頂いてるわけですけれども、やはり今が一番厳しいとこの家庭というのは結構あるんだろうと思いますので、例えば近隣の市町村でお米を配ったとか、いろいろ聞いております。そういう形でのいわゆる子供たち、若者たちに、臨時対策債をゼロ円じゃなくて、もっと若い人たち、あるいは生活困窮者に使うことは、例えば他の町村とかを調べられて考えられたのかどうかの質問です。
- 〇議長(中野 義信君) 企画財政課長。
- ○企画財政課長(山崎 秀幸君) ちょっと繰り返しになるかもしれませんけども、こちらのほうは、国のほうがこういった事業で配分しますということで示されてるものでございます。先ほど言いました臨時財政対策債の分は、こちらは基金で積み立てるか、あるいはうきは市みたいに借入額を減らすか、こちらについてはもう用途が決まっております。財源の使い道が国からも指定をされてるところでございます。あとの半分は経済対策のほうで各団体のほうが地方交付税として有意義に使ってほしいということで配分はされております。そういうことで、今回の3月補正なり、当初予算も含めまして議員がおっしゃられたような趣旨にいけるようにしていきたいと思いますが、例えばコロナの交付金みたいにこれに使いなさいとかというあれではなくて、これはあくまでも交付税でございますので、各自治体が自由に使える財源でございます。
- 〇議長(中野 義信君) ほかにありませんか。10番、江藤議員。
- 〇議員(10番 江藤 芳光君) 26ページ、確認させてください。災害援護資金貸付金元利収

入、これは先ほど課長のほうから、今年度が全額返還予定が、死亡により減額ということになりましたが、これは不納欠損ということの処理になりますか。確認です。

- 〇議長(中野 義信君) 浦所長。
- **〇福祉事務所長(浦 聖子君)** 災害援護資金でございます。こちらにつきましては、現在、相 続人等の確認を行っております。その確認と手続を行った上で処分のほうは決まっていくもので ございます。
- ○議長(中野 義信君) ほかにありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(中野 義信君) 質疑なしと認めます。これで諸支出金、予備費及び歳入の質疑を終わります。これで議案第3号の質疑を終わります。

次に、議案第9号令和4年度うきは市国民健康保険事業特別会計予算を議題とします。 議案の朗読と説明を求めます。市民生活課長。

〇市民生活課長(石井 良忠君) 市民生活課、石井でございます。

最初に、黄緑色の表紙の予算書13ページのほうをお願いいたします。

議案第9号令和4年度うきは市国民健康保険事業特別会計予算。

令和4年度うきは市の国民健康保険事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算、第1条、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ37億8,646万1,000円と定める。

2、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。 一時借入金、第2条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最 高額は、3億円と定める。

歳出予算の流用、第3条、地方自治法第220条第2項ただし書の規定により、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1)第2款保険給付費に計上した給付費等に係る予算額に過不足を生じた場合における同一 款内でのこれらの経費の各項の間の流用。令和4年3月4日提出。うきは市長髙木典雄。

続きまして、予算に関する説明書の183ページをお願いいたします。

前年度と比較をいたしまして、増減の大きいものを中心に説明させていただきたいと思います。 まず、歳入でございます。

1款1項1目一般被保険者国民健康保険税、本年度予算額7億914万4,000円でございます。前年と比較して1,258万円の増でございます。内訳につきましては、記載のとおりでございます。増加の主な要因といたしまして、前年度は被保険者数の減少に加えまして新型コロナの影響による事業収入等の減少による所得割の減を見込んでおりましたけれども、見込額まで

の減少はございませんでしたので見直しております。また、医療給付費分、後期高齢者支援分の 未就学児均等割の減額措置は行っております。

185ページをお願いいたします。

4款1項1目保険給付費等交付金、本年度予算額27億5,850万1,000円でございます。 前年比較で634万2,000円の増となっております。内訳といたしまして、1節普通交付金 26億9,538万6,000円、こちらは療養給付費等に充てるための交付金となります。2節 特別交付金6,311万5,000円、こちらは保険者努力支援分、結核、精神病の医療費全体に 占める割合等で交付される交付金でございます。

次のページをお願いいたします。186ページです。

6款1項1目一般会計繰入金、本年度予算額3億1,368万5,000円、前年度比較で564万4,000円の減です。法定内繰入れとして、保険税の軽減分や保険者支援などとして国・県から交付される保険基盤安定繰入金に市の一般会計負担分を加えたものや、人件費、出産育児一時金、財政安定化支援事業等を繰り入れるものでございます。また、3節の未就学児均等割保険税繰入金は、未就学児の均等割額減額措置に対するものでございます。

それから、次の6款、国民健康保険財政調整基金繰入金、本年度予算額ゼロ円です。前年度は 新型コロナの影響により保険税の減少を見込んでおりました。前年比較1,000万円減として おります。

少し飛びまして、188ページをお願いいたします。

8款3項3目一般被保険者返納金、本年度予算額10万円、前年度比較が40万円の減として おります。こちらは不当利得です。資格喪失後の受診などによるもので、保険者間の調整などに よる返還金でございます。

次のページをお願いいたします。

歳出でございます。

1款1項1目一般管理費、本年度予算額4,410万8,000円、前年度比較で4,762万円の減となっております。減となりました主な要因は、前年度、12節委託料において、市の基幹システムの更新に伴い、国の標準システムを導入する委託料5,115万円が事業完了し、減となったものです。同じく13節の使用料及び賃借料675万9,000円、市町村事務処理標準システムクラウドサービス利用料ですが、今年の1月に稼働しておりますので、前年度は3か月分の計上でしたけれども、今年度は12か月分の計上ということで増額しております。

少し飛ばしまして、193ページをお願いいたします。

2款1項1目一般被保険者療養給付費、本年度予算額23億3,031万4,000円、前年度 比較で6,362万円の増となっております。こちらは医療費に係る療養給付分になりますが、 新型コロナウイルス感染症の影響により令和2年度の受診控え、そして令和3年度ではその反動で療養給付費が伸び、12月補正予算で増額しております。本年度、増額を見込んでいるところでございます。

一番下の5目審査支払手数料504万5,000円、前年度比較で3万7,000円の増となっております。実績により件数の増加を見込んでおるものでございます。

次のページです。

2款2項1目一般被保険者高額療養費、本年度予算額3億5,076万2,000円、前年度比較で40万4,000円の減を見込んでおります。

少し飛ばしまして、198ページをお願いいたします。

2款6項1目傷病手当金でございます。本年度予算額46万7,000円、前年度と同様に新型コロナウイルス感染症により仕事を休み、給与等が支払われなくなられた被保険者に対しての 傷病手当金でございます。対象となる期間も随時延長されております。

次のページです。

3款1項1目一般被保険者医療給付費分、事業費給付金ですが、本年度予算額6億 8,412万4,000円、前年度比較で798万9,000円の減となっております。これは県 に支払う納付金のうち、医療給付費分となります。令和2年度が新型コロナウイルス感染症によ る受診控えにより医療費が減少しておりますので、その分が反映した算定となっております。

次のページです。

3款2項1目一般被保険者後期高齢者支援金等分、本年度予算額2億8万8,000円、前年度比較で549万円の減となっております。県への納付金のうち、後期高齢者支援分でございます。

次のページです。

3款3項1目介護納付金分、今年度予算額7,861万7,000円、前年度比較で861万4,000円の減となっております。県への納付金のうち、介護納付金分でございます。これらの納付金につきましても令和2年度の受診控えによる医療費の減少が反映した算定となっております。

少し飛びまして、203ページをお願いいたします。

5款1項1目特定健康診査等事業費、本年度予算額2,773万5,000円、前年度比較では 118万1,000円の増となっております。主なものとしましては、7節報償費では、本年度 新たに特定健診の保健指導対象者に対しまして健康増進施設利用券として、うきはアリーナの利 用フリーパス券3回分及び体組成計機使用料を交付して利用していただくことで、現在の生活習 慣の改善や将来の健康のための運動の動機づけを目的といたしております。この取組につきまし ては、特別交付金の保険者努力支援分の対象になる事業でございます。12節委託料の中で特定 健診委託料1,933万3,000円を見込んでいるところでございます。それから、その下の健 康パンフレット制作委託料31万2,000円につきましては、健診を受けていただくためのパ ンフレットの作成委託です。見開きで見やすいデザインのものを作成する予定でございます。

次に、204ページをお願いいたします。

5款2項1目保健事業費です。本年度予算額419万8,000円、前年度比較111万3,000円の増でございます。主な要因は、一番下の18節の負担金、補助及び交付金の215万6,000円で、はり・きゅう施術費補助金でございます。実績に合わせて増額するものでございます。

少し飛ばしまして、208ページをお願いいたします。

予備費でございます。 9 款 1 項 1 目予備費、本年度予算額 1,6 8 6 万 5,0 0 0 円、前年度比較では 7 0 3 万 6,0 0 0 円の増になっております。

説明は以上でございます。

- **○議長(中野 義信君)** 次に、国民健康保険事業特別会計の給与等に関して総括的説明を求めます。総務課長。
- ○総務課長(吉松 浩君) お手元予算書の209ページを御覧ください。

給与費明細書でございます。

まず、1、特別職につきまして、本年度は前年度と変わらず9名で、合計24万3,000円、 1款2項1目、国保運営協議会の委員報酬でございます。

続きまして、210ページでございます。

2、一般職、会計年度任用職員以外の職員につきまして、職員変わらず4名、給与につきましては減額の18万8,000円、職員手当につきまして19万9,000円の減額、合計で38万7,000円の減額でございます。退職手当等の負担金、それから共済費を含めますと合計でマイナス134万9,000円の減額になっております。異動の内容の主なものにつきましては、人事異動、それから昇給等に関わってまいります。

続きまして、211ページでございます。

会計年度任用職員につきましては、本年度と同じく2名、給与費につきましては、報酬につきまして76万7,000円の増、職員手当につきまして11万円の減、合計で65万7,000円の増額でございます。共済費につきましては13万2,000円の増額でございまして、合計で78万9,000円の増額でございます。

続きまして、212ページでございます。

前年度と比較しました給料、それから職員手当につきましての異動の主な理由づけになってお

ります。昇級に伴うものが35万2,000円とその他の増減で54万円の減額と。職員手当につきましても19万9,000円の減額ということになっております。

それから、213ページでございます。

給料及び職員手当の状況につきましては、職員1名当たりの給与としまして、平均給料額が月額で25万4,100円、それから平均給与額が26万350円でございます。初任給につきましては、表のとおりでございますので御覧ください。

続きまして、214ページでございます。

一般行政職員につきまして、給与別の職員数を挙げております。1級が1名、2級が1名、 3級1名、4級1名でございます。

続きまして、215ページでございます。

給与別の標準的な職務内容については、以下のとおりでございますので御覧ください。

それから、続きまして、216ページでございます。

期末手当・勤勉手当につきましては、支給率につきまして、6月で2.225月、それから12月で2.225月ということで、合計4.45月で予算計上させていただいております。

次に、定年退職及び退職勧奨に係る退職手当につきましては、以下のとおりでございます。 説明は以上でございます。

○議長(中野 義信君) 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(中野 義信君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第10号令和4年度うきは市後期高齢者医療事業特別会計予算を議題とします。 議案の朗読と説明を求めます。市民生活課長。

〇市民生活課長(石井 良忠君) 市民生活課、石井でございます。

黄緑色の表紙の予算書19ページをお願いいたします。

議案第10号令和4年度うきは市後期高齢者医療事業特別会計予算。

令和4年度うきは市の後期高齢者医療事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算、第1条、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ5億710万3,000円と 定める。

2、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。 令和4年3月4日提出。うきは市長髙木典雄。

続きまして、予算に関する説明書のほうになります。221ページをお願いいたします。

増減の大きいものを中心に説明させていただきたいと思います。まず歳入でございます。1款

1項1目特別徴収保険料、それから2目普通徴収保険料、2つ合わせまして3億4,094万6,000円、前年度比較で925万4,000円の減でございます。福岡県後期高齢者医療広域連合からの通知に基づき計上しているところでございます。

1つ飛びまして、一番下の3款1項1目一般会計繰入金、今年度予算額1億6,514万6,000円、前年度比較で991万7,000円の増となっております。保険料の軽減分に対する保険基盤安定繰入金、人件費等及び広域連合の事務費負担金などが主なものとなります。保険料軽減分につきましては、県が国分を含めまして4分の3を負担するものでございます。

次に、222ページ、223ページの4款繰越金以降につきましては、大きな増減がございません。記載のとおりでございます。

224ページをお願いいたします。

歳出でございます。1款1項1目一般管理費、本年度予算額1,567万9,000円、前年度 比較で284万3,000円の増となっております。職員1名分と会計年度任用職員1名分の人 件費が主なものとなりますが、11節役務費、通信運搬費497万円ですが、令和4年10月 1日から一定以上の所得のある方は現役並み所得者の窓口負担割合3割の方を除きまして、医療 費の窓口負担割合が2割になりますので、制度改正に伴い被保険者証の交付が2回にわたり、郵 便料を増額しております。

次のページです。

1款2項1目徴収費、本年度予算額585万7,000円、前年度比較38万9,000円の増 となっております。主なものといたしましては、12節委託料138万6,000円の電算機器 保守点検委託料及び本年度から後期高齢者医療保険料通知の封入封緘業務を委託することといた しまして46万3,000円を計上しております。これにより、上段の10節需用費、印刷製本 費を減額しております。

続きまして、226ページをお願いいたします。

2款1項1目後期高齢者医療広域連合納付金でございます。本年度予算額4億8,256万7,000円、前年度比較で256万5,000円の減となっております。福岡県後期高齢者医療広域連合へ支払う納付金でございます。保険料の収入分と保険基盤安定分などの一般会計からの繰入れ分を広域連合に支払うものでございます。

次のページです。

3款1項1目保険料還付金及び加算金、本年度予算額100万円で、前年度と同額となっております。これは過誤納などによる保険料の還付金でございます。

最後に、228ページです。

4款1項1目予備費、本年度予算額200万円で、前年度同額となっております。

説明は以上でございます。

- ○議長(中野 義信君) 次に、後期高齢者医療事業特別会計の給与等に関しての総括的説明を求めます。総務課長。
- ○総務課長(吉松 浩君) 続きまして、お手元予算書の229ページを御覧ください。

同じく給与費明細書でございます。一般職につきまして、本年度、前年度、変わらず1名でございます。給与費につきましては、給料が20万円の増、それから職員手当が15万円の増、合計で35万円の増でございます。対しまして、退職手当等の負担金につきましては15万8,000円の減、共済費が10万7,000円の増額、合計しますと29万9,000円の増額でございます。

続きまして、230ページでございます。

会計年度任用職員につきまして、職員数変わらず1名、報酬につきまして3万3,000円の増、職員手当につきまして4,000円の増、合計で3万7,000円の増でございます。共済費が3万5,000円の増で、合計で7万2,000円の増額になっております。

続きまして、231ページでございます。

給料の主な変更要因としましては、昇給に伴う増加分、それから職員手当につきましては、その他の人事異動、それから昇給等の異動分が加味されたところでございます。

続きまして、232ページでございます。

給料及び職員手当の状況でございます。職員1人当たりの給与としましては、平均給料月額で27万3,600円、平均給与月額で29万6,600円、それから初任給等につきましては、以下のとおりでございます。

それから、233ページでございます。

級別の職員数でございますが、変わらず1名が3級でございます。

続きまして、234ページでございます。

級別の標準的な職務内容につきまして、以下のとおりでございます。

続きまして、235ページを御覧ください。

期末手当・勤勉手当等につきましては、支給月が6月で2.225月、それから12月で2.225月という形で予算を計上させていただいております。定年退職の関係の退職手当等につきましては、以下のとおりでございます。

以上でございます。

○議長(中野 義信君) 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(中野 義信君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第11号令和4年度うきは市立自動車学校特別会計予算を議題とします。 議案の朗読と説明を求めます。自動車学校長。

〇自動車学校長(髙木 慎君) 自動車学校の髙木でございます。よろしくお願いします。

それでは、予算書の23ページをお願いいたします。

議案第11号令和4年度うきは市立自動車学校特別会計予算。

令和4年度うきは市立自動車学校特別会計の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算、第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1億5,333万9,000円と定める。

2、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。 一時借入金、第2条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最 高額は1,000万円と定める。令和4年3月4日提出。うきは市長高木典雄。

それでは、予算に関する説明書の237ページをお願いいたします。

まずは歳入でございます。まず初めに、この令和4年度自動車学校の予算作成に当たりまして、令和2年度の入校生の実績の405名を元に、今回、普通車400名で作成をしております。同ページ、歳入の合計額が前年度と比較いたしまして2,079万2,000円増加しております。主な要因といたしまして、先ほど御説明させていただきました入校生を360名から400名に変更したこと、また令和3年度はおりませんでした定年退職者が1名おるというところでの増額となっております。

次ページ、238ページの歳出も同額の増額となっております。

それでは、細目につきましては、変更があった箇所のみ説明をさせていただきます。

240ページをお願いします。

ページー番下の段、3款1項1目財政調整基金繰入金でございます。前年度と比較いたしまして1,034万3,000円の増額でございます。主な要因といたしましては、先ほど御説明させていただきました定年退職予定者がいるためでございます。その他、細目等に大きな変更はございません。

続きまして、244ページをお願いいたします。

歳出でございます。1款1項1目14節の工事請負費327万7,000円を計上いたしております。これは自動車学校の校舎東側に設置しております非常階段が年数経過により、さびて劣化しておりますので、これの塗装工事を令和4年度に行うというところを予定しているところでございます。

次に、245ページをお願いいたします。

1款2項1目17節の備品購入費でございます。教習車等購入費といたしまして184万円を 計上しております。これは自動車学校でやっております普通自動二輪車の教習車が年数経過とと もに古くなっておりますので、1台91万9,600円の2台分の予算を計上させていただいて いるところでございます。その他、細目等に大きな変更はございません。

説明は以上でございます。

- 〇議長(中野 義信君) それでは次に、自動車学校特別会計の給与等に関しての総括的説明を求めます。総務課長。
- ○総務課長(吉松 浩君) 続きまして、予算書の248ページを御覧ください。

一般職につきまして、職員数が変わらず13名の予算で計上しております。給与費につきましては、給料が164万3,000円の増、それから職員手当が1,255万2,000円の増、合計で1,419万5,000円の増額でございます。共済費の増額が67万6,000円、合計しますと1,487万1,000円の増額でございます。主に退職手当の増額によるものが一番多くございます。あとは昇給関係でございます。

続きまして、249ページでございます。

会計年度任用職員につきましても、人数につきましては変わらず 5名でございます。給与費につきましては、報酬が 32 万 7, 00 0 円の減、職員手当が 11 万 1, 00 0 円の増額、合計で 21 万 6, 00 0 円の減額でございます。共済費が 2 万 1, 00 0 円の減額でございます。

続きまして、250ページにつきましては、給料、それから職員手当ともに増減の事由を挙げております。主に昇給に伴うものの増加、それから、その他の増減が挙がっております。職員手当の増減につきましては、先ほど申しました退職手当の分でございます。

それから、251ページでございます。

給料及び職員手当の状況でございますが、職員1人当たり平均給料月額で27万2,163円、給与額で月額の30万1,038円でございます。初任給につきましては、以下のとおりでございます。

それから続きまして、252ページでございます。

級別の職員数につきましては、令和4年1月1日現在で、先ほどの説明にもございました退職者が1名ございますので、一般行政職の合計が12名に減っております。こちらのほうで御確認をお願いいたします。

続きまして、254ページでございます。

期末手当・勤勉手当等につきましては、同額支給額につきまして、6月期で2.225月、それから12月で2.225月、合計額の4.45月で予算計上させていただいております。退職手

当につきましては、以下のとおりでございます。

それから255ページ、特殊勤務手当につきましては、以下のとおりでございます。 説明は以上でございます。

○議長(中野 義信君) 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。2番、組坂議員。

- ○議員(2番 組坂 公明君) 自動車学校の特別会計とは直接関係するのかどうか分かりませんが、甘木・朝倉のほうが自動車学校がなくなって、中型免許等を取りに行くのにうきは市民の方も遠方に行かなければならない。そういったのを意識調査とか、あるいは朝倉市まで含んでどうなのかって、そういったのを今後、何人か言われてくるから、中型が取れないと。学校長から聞いたら、中型はもう実務経験じゃなくて、経験年数もなく取れるような形に、ということは高校生から取れる、18歳から取れるということだろうと思うんですけど、そういったのもして、検討できないか、どう考えられているのかを伺いたいと思います。
- 〇議長(中野 義信君) 学校長。
- **〇自動車学校長(髙木 慎君)** 今、行っている普通車または普通二輪以外の車種を導入できないかというお話です。

今、準中型、中型、大型免許と、免許の種類がかなり増えておりまして、私たちの下にもそれ はできないかというところでの声はよく入ってまいります。実際のところ、今、議員おっしゃら れたとおり、近隣でももうやるところが少なくなってきて、甘木自動車学校のほうも筑紫野のほ うに移転して、大型はもう取り扱わないということになってしまいましたので、現状、もう隣の 大分県に行くか、また久留米市のほうに取りに行くかというところになってきております。

そういった現状の下で、もちろん導入のほうは考えておりますけども、採算のほうでなかなか 我々の今、職員が12名と会計年度入れて17名のところで多車種を回して、年間として採算を 合わせるというのはなかなか難しいです。やはり職員が50、60規模の大きな教習所でありま すと、車種持ってやっても年間で回すことは可能というところで、どうしても我々みたいなちっ ちゃな学校でいくとなかなか難しいというところですが、去年辺りから入校数も増えてきまして、 何とか採算のほうも取れるようになってきたので、その辺も含めて今後考えていかなければなら ないと思っておりますけども、車種的に大型とか、全部とかいうのはちょっと難しいかなという ので、その規模に応じて、近隣の希望者数の数に応じて、またこれから検討は行っていきたいと いうふうには考えております。

- 〇議長(中野 義信君) 2番、組坂議員。
- ○議員(2番 組坂 公明君) 検討されるということで、当然、今の規模では難しいということは承知しております。だから本会議で言わせてもらっているということで、市長のほうにそこの

ところ御検討をお願いしたい。そういった市民の要請もあってるんですよということで。さらに は消防団の車両やら、普通免許では運転されんと思いますから、そういった消防団の機関運用の 免許も地元じゃなくて日田市とか、よその県に資格を取りに行くような形になるんだろうと思い ます。朝倉市のほう、今まであったんですけど、それがなくなったということは、そういった市 民のニーズというのにも、今、うきはのほうは自動車学校があるから、今の規模では当然できな いとは思いますけど、そういったところも含めたところで御検討をよろしくお願いしたいと思い ます。要望です。

○議長(中野 義信君) ほかにありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(中野 義信君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第2. 議案の委員会付託

○議長(中野 義信君) 日程第2、議案の委員会付託を議題とします。

議案の委員会付託については、お手元に配付しております議案の委員会付託表のとおり、所管 の常任委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(中野 義信君) 異議なしと認めます。したがって、議案はお手元に配付しております議 案の委員会付託表のとおり、所管の常任委員会に付託することに決しました。

〇議長(中野 義信君) 以上で、本日の議事日程は終了しました。本日はこれで散会します。

○事務局長(高瀬 将嗣君) 起立、礼。お疲れさまでした。

午後2時30分散会